

社会資本整備審議会建築分科会 第2回基本制度部会 議事次第

日時：平成18年1月10日

10:00～12:00

場所：国土交通省11F特別会議室

1. 開会

2. 議事

- (1) 第1回基本制度部会議事概要の確認
- (2) 指定確認検査機関における構造審査の実態について
- (3) 建築基準法等の見直しに対する意見及び論点について
- (4) 地方公共団体WGの設置について

3. その他

4. 閉会

<配付資料>

- 資料1 第1回基本制度部会議事概要（案）
- 資料2 指定確認検査機関等への立入検査の結果について
- 資料3 建築基準法等の見直しに対する意見及び論点
- 資料4 地方公共団体WGの設置について（案）
- 参考1 基本制度部会委員名簿
- 参考2 建築設計事務所による構造計算書の偽装とその対応について
- 参考3 偽装物件に係る審査日数
- 参考4 建築士の業務実態について
- 参考5 建築基準法等の見直しに対する意見・要望等

第 1 回基本制度部会議事概要（案）

日時： 平成 17 年 12 月 19 日 10:00-12:00

場所： 経済産業省別館 1111 号会議室（11F）

議事概要

【 建築確認時における審査の徹底 】

- 構造計算プログラムの確認の厳格化等の見直しが必要である
- ピアチェックを導入する必要がある
- ピアチェックすることで建築物の資産価値が上がるようにすべきである
- 確認審査で審査すべき内容、手順を明確化する必要がある
- 優良機関の申請には簡単な確認検査、少し疑義があるものはコストも手間もかかるという仕組みを検討すべきである
- 設計、検査の段階で、金をかけて質の向上を図るべきである
- 企画、設計、施工等がかなり一体的になってある種の犯罪ができあがったという意味では、建設段階におけるそれぞれの独立性・緊張関係をつくることが重要である

【 施工段階における検査の徹底 】

- 中間検査の義務付けが必要である

【 指定確認検査機関に対する監督権限の強化等 】

- 国が指定した確認検査機関の審査に対し、自治体が関与できないことは問題である
- 指定確認検査機関の能力が継続的に維持されているかを審査することが重要である
- 出資者が企画するプロジェクトを指定確認検査機関が検査している構造が問題である
- 指定確認検査機関の指定基準・業務内容の見直しが必要である
- 確認検査員の資質の向上、人員の確保が必要である
- 補助員が実質的なチェックをしているという問題がある
- 指定確認検査機関のランク付け・情報公開が必要である
- ここの検査機関を通ると安全だという安全性のブランド化ができれば市場がうまく動くので、指定確認検査機関における適正な競争を確保する仕組みを進める必要がある

【 瑕疵担保責任の充実・強化等 】

- 保証、保険制度の充実が必要である
- 住宅性能表示制度の強制適用が必要である
- 安全を市場に任せるには、いいものを評価して公表する上向きの仕組みが重要である

【 建築士資格の見直し 】

- 建築士を設備・構造・意匠でそれぞれシステム化することが必要である
- （現状では、構造、設備、意匠等で分担している中、）確認制度も含めて1人の建築士がサインし、設計責任がすべて終わりというのは問題である
- 建築、構造、設備の責任分担の明確化が必要である
- 建築士免許の更新制が必要である
- 建築士会を強制加入にすべきである
- 罰則だけでは足りないので、行政措置（課徴金、行政制裁金等）としてどうするか重要である
- 確認図書に、構造設計者の氏名を明記すべきである
- 消費者が適正に判断できるための情報開示が重要である
- 構造設計者の社会的地位の低さ、設計料の安さの問題を考える必要がある
- 建築士法への設計監理業法的な要素の追加・強化が必要である
- 建築士の職業倫理の欠如と設計・確認・工事という流れの中での業務のチェック体制の不備の問題があり、建築士法の抜本的な改正が必要である
- 管理建築士の意見具申を事務所の開設者は尊重しなければならない等、管理建築士の責任・権限を法の中で明確化する必要がある

【 罰則の強化 】

- 偽装しても、地震がこないとやり得になるが、かなり頻繁に調査し、ものすごい罰則を科せられるとなると、リスクを考えて行動するようになる
- 建築士法の罰則強化が必要である

【 その他 】

- 文書保存期間は、5年では短すぎるので期間の延長が必要である

指定確認検査機関等への立入検査の結果について

1. 目的

構造計算書偽装事件を受けて、指定確認検査機関等における確認検査業務等の実施状況等を把握し、必要な対策を講じるため、各指定機関の審査業務について緊急に点検を行う。

2. 点検本部の体制

- ・ 12 月 1 日、住宅局長を本部長とする緊急建築確認事務点検本部を設置した。
- ・ 本部員は、国土交通省住宅局、総合政策局、官庁営繕部、国土技術政策総合研究所、地方整備局建政部・営繕部等の職員約 100 名。

3. 検査実施日

- ・ 国指定の確認検査機関については、点検本部が、12 月 8 日から 20 日までの間に 50 機関の検査を実施。（詳細は別紙 1）
- ・ 都道府県知事指定の確認検査機関については、都道府県が、12 月 1 日から 20 日までの間に 73 機関の検査を実施。

4. 検査の内容

指定確認検査機関に立ち入り、次の事項について検査を実施。

- ・ 構造計算書、構造設計図等の審査体制、審査方法等【検査 1 ～ 4】
- ・ 一般的な建築確認検査業務の実施状況（帳簿の整備、書類の保管等）【検査 5】

5. 検査結果

5-1 国指定の確認検査機関に係る検査結果

- ・ 国指定の確認検査機関（全 50 機関（注））毎の検査結果は別添 1（p10）

（注）平成 17 年 12 月 1 日現在で指定されていた 50 機関

【検査1】代表者等に対する構造審査業務概要検査

構造関係の審査業務について、その体制、方法の概要を、代表者等に対するヒアリング及び組織図、関係名簿、審査マニュアル等により確認。

(ヒアリング結果と書類による事実確認結果をとりまとめたもの)

① 確認検査員の人数（うち、構造審査担当者（注）の人数）

（注）主に構造審査を担当している者

・最大 166 人、最小 2 人、平均 13.3 人（最大 13 人、最小 0 人、平均 1.4 人）

② 補助員の人数（うち、構造審査担当者の人数）

・最大 186 人、最小 0 人、平均 18.3 人（最大 30 人、最小 0 人、平均 3.2 人）

③ 機関独自に作成している審査マニュアル類の有無

・34 機関が何らかの審査マニュアルを整備。

④ 事件発生後に講じた措置

（事例）（注）検討中のものを含む。

○構造審査マニュアル類の改訂、充実

○構造審査担当者等の増員

○構造審査のダブルチェックの導入

○確認済み物件の再審査の実施

【検査2】構造審査担当者に対するヒアリング

構造審査担当者 1 人 1 人に対して個別にヒアリングを行い、図書省略制度についての理解、プログラムの改ざんを想定した審査を行っていたか等具体的な審査方法について確認。

(ヒアリングにおいて発言のあった結果をとりまとめたものであり、それ以上の事実確認は行っていない。)

① 構造計算書に係る図書省略制度についての認知

・5 機関において、図書省略制度を知らなかったと回答した職員がいた。(知っていたと回答した職員の中には、制度の理解が不十分な者も含まれている。)

② 構造計算書の偽装を想定した審査の実施

・46 機関において、今般の偽装事件発生以前よりプログラムの改ざんがあるかもしれないと思って審査をしていたと回答した職員はいなかった。

【検査3】構造計算書の添付書類等に関する検査

あらかじめ抽出された確認済み物件（直近の確認済み物件のうち、階数 10 以上のものを優先して抽出）の中から、構造を問わず無作為に 50 件程度を抽出し、構造計算プログラムによる構造計算書について、大臣認定書の写しの添付等の図書省略の要件確認、図書省略の要件に適合しない場合の構造計算書の有無等について建築確認申請図書等を用い、構造審査担当者に確認。

(書類による事実確認、構造審査担当者に対する確認を行った。)

- ① 構造計算書の一部に係る図書省略の要件を満たしていた件数
 - ・検査3を実施した件数 2,058 件中、構造計算書の一部に係る図書省略の要件(大臣認定書の写し、指定書の写し等の添付、構造計算書における一貫したヘッダの出力の確認)を満足していたものは 37 件(20 機関)であった。
- ② 上記の図書省略の要件を満たしていないにもかかわらず構造計算書の一部に係る図書省略を行っていた件数
 - ・検査3を実施した件数 2,058 件中、26 件(12 機関)において、図書省略の要件(大臣認定書の写し、指定書の写し等の添付、構造計算書における一貫したヘッダの出力の確認)を満たしていないにもかかわらず、構造計算書の一部に係る図書省略を行っていた。
 - ・上記のうち、特に、構造計算書における一貫したヘッダが出力されていないものは 13 件(9 機関)であった。これらについては、建築物の構造安全性について問題がないかどうか、指定確認検査機関に確認を指示したところである。(2 件について安全性の確認済み、11 件について確認中。)

【検査4】個別物件の審査方法検査

- ①あらかじめ抽出された確認済み物件(直近の確認済み物件のうち、階数 10 以上のものを優先して抽出)の中から、鉄筋コンクリート造を優先して無作為に 50 件程度を抽出し、
- ②その 50 件程度の中から、構造設計図の柱・梁の断面積、鉄筋の本数・径などをチェックし、設計条件が相対的に厳しい(余裕が少ない)と思われるもの 10 件程度、鉄筋コンクリート造を優先して抽出し、
- ③当該案件の構造審査担当者に対して、構造設計図と構造計算書の照合等についてヒアリングし、構造審査方法の詳細な実態把握を行う。
- ④構造審査を的確に実施しているか否かを判断するため、具体的な構造計算の審査内容に関し、下記(2)の4項目を主要なヒアリング事項とした。(詳細は、別紙2)

(1) 抽出された物件(各機関 10 件程度、合計 429 件)において確認された構造審査上の重大な問題点

抽出された物件(各機関 10 件程度、合計 429 件)において、構造審査上の重大な問題点として以下に該当するものがあることが確認された(合計6件)。

具体的な案件の概要と対応状況については別添2 (p20)

- ① 保有水平耐力の算定結果の確認がされていなかった(2件)。
- ② 構造計算書と構造設計図が合致していないものが、見過ごされていた(2件)。
- ③ エラーメッセージの有無の確認がなされていなかった(2件)。

(2) 抽出された物件（各機関 10 件程度、合計 429 件）の構造審査の方法

（個別の図面と構造計算書を見ながら実施したヒアリング結果をとりまとめたものであり、それ以上の事実確認は行っていない。）

- ① 入力モデルのフレーム図と構造設計図との合致の確認
 - ・ 9 機関において、確認が全くなされていない事例があった。
- ② フレームの応力算定結果（応力図）に異常値のないこと、応力図と断面計算用応力値との合致の確認
 - ・ 24 機関において、確認が全くなされていない事例があった。
- ③ 断面計算用の断面リストの内容と構造設計図との合致の確認
 - ・ 7 機関において、確認が全くなされていない事例があった。
- ④ エラーメッセージ等に対する安全性確認等
 - ・ 8 機関において、エラーメッセージが出た場合の安全性の確認を行っていない事例があった。

(3) より厳しい設計条件となっている物件の抽出

（個別の図面と構造計算書を見て抽出を行った。）

- ① 上記 10 件程度の中から、更に構造設計図の柱・梁の断面積、鉄筋の本数・径などをチェックし、より設計条件が厳しい（余裕が少ない）と思われるものについて、各機関原則として 2 物件を抽出。（合計 103 件）
- ② これらについて構造計算書等を提出させ、今後、再計算を実施。その結果、建築基準法令に適合しないおそれがある場合は、所有者の了解を得て、当該建築物について、配筋やコンクリートに関する実地調査を実施。（補正予算による実施を予定）

【検査 5】一般的な建築確認検査業務の実施状況検査

帳簿記載事項の確認、その他帳簿以外の書類の状況等について、帳簿及び確認検査関係書類により確認。

（書類による事実確認を行った。）

- ① 帳簿の不備
 - ・ 11 機関において、必要な記載項目欄の欠落、記入漏れ、誤記入等の帳簿が不備である事例があった。
- ② 帳簿以外の書類の不備等
 - ・ 8 機関において、決裁書類の押印漏れ等の帳簿以外の書類の不備の事例があった。

5-2 都道府県知事指定の確認検査機関に係る検査結果の概要 別添3-1 (p22)

(1) 確認検査員・補助員の人数

① 確認検査員の人数（うち、構造審査担当者（注）の人数）

（注）主に構造審査を担当している者

・最大48人、最小2人、平均8.4人（最大15人、最小0人、平均2.1人）

② 補助員の人数（うち、構造審査担当者の人数）

・最大46人、最小0人、平均5.2人（最大9人、最小0人、平均1人）

(2) 抽出された物件において確認された構造審査上の重大な問題点 別添3-2 (p23)

・都道府県より、抽出された物件において確認された構造審査上の重大な問題点として、以下に該当するものが報告された（合計2件）。

① 構造計算書と構造設計図が合致していないものが、見過ごされていた（1件）。

② エラーメッセージの有無の確認がなされていなかった（1件）。

(3) 一般的な建築確認検査業務の実施状況 別添3-1 (p22)

① 帳簿の不備

・6機関において、必要な記載項目欄の欠落、記入漏れ、誤記入等の帳簿が不備である事例があった。

② 帳簿以外の書類の不備等

・13機関において、決裁書類の押印漏れ等の帳簿以外の書類の不備の事例があった。

5-3 指定住宅性能評価機関に係る検査結果の概要

国土交通省が構造計算書の偽装のあったとの報告を受けた物件について住宅の品質確保の促進等に関する法律（以下「品確法」という。）に基づく設計住宅性能評価書を交付していた指定住宅性能評価機関（ビューローベリタスジャパン（株））に対し、立入検査を実施した（12月21日）。

【検査結果概要】

- ・当該機関においては、品確法に基づく住宅性能評価については、「住宅性能評価部」において実施しているが、建築基準法に基づく審査は「建築確認審査部」が実施していることが確認された。
- ・また、品確法に基づく住宅性能評価と建築基準法に基づく審査は別の者が行っており、偽装案件についても設計住宅性能評価を行った評価員と確認審査を行った確認検査員とは異なる者であったことが確認された。
- ・構造審査方法については、荷重・外力により柱、梁等にかかる応力値と断面を計算する際の応力値との合致の確認を行っていなかったことが確認された。なお、偽装案件は断面を計算するための応力値について、荷重・外力による応力値よりも低減させていたものであったが、上記の確認を行っていなかったことから、これを見過ごしていたことが確認された。
- ・設計住宅性能評価書が交付された構造計算書偽装物件の概要等は別添4 (p24)

6 特定行政庁に係る業務の点検

- ・偽装物件の看過のあった特定行政庁(都道府県除く。)及び特定行政庁としての都道府県については、緊急建築確認事務点検本部が、審査方法及び審査体制等に関する業務点検を行う。(1 月以降速やかに実施)
- ・上記以外の特定行政庁については、都道府県が業務点検を実施し、点検本部はその報告を求める。(1 月以降速やかに実施)

国指定の立入検査を実施した確認検査機関の検査実施日

1. 国土交通大臣が指定した機関

機関名	指定をした者	立入実施日
日本ERI(株)	国土交通大臣	12月8日(木)
(株)東日本住宅評価センター	国土交通大臣	12月9日(金)
(株)国際確認検査センター	国土交通大臣	12月9日(金)
(株)西日本住宅評価センター	国土交通大臣	12月12日(月)
(財)日本建築センター	国土交通大臣	12月13日(火)
ハウスプラス住宅保証(株)	国土交通大臣	12月13日(火)
(株)都市居住評価センター	国土交通大臣	12月13日(火)
(財)住宅保証機構	国土交通大臣	12月14日(水)
(財)ベターリビング	国土交通大臣	12月14日(水)
ビューロベリタスジャパン(株)	国土交通大臣	12月14日(水)
(財)日本建築設備・昇降機センター	国土交通大臣	12月15日(木)
日本建築検査協会(株)	国土交通大臣	12月15日(木)
(財)日本建築総合試験所	国土交通大臣	12月16日(金)
(財)住宅金融普及協会	国土交通大臣	12月16日(金)
(株)ジェイ・イー・サポート	国土交通大臣	12月19日(月)
イーホームズ(株)	国土交通大臣	12月20日(火)
(株)住宅性能評価センター	国土交通大臣	12月20日(火)

計 17機関

※ イーホームズ(株)については、11月24日(木)、11月25日(金)にも立入検査を実施。

2. 地方整備局長が指定した機関

機関名	指定をした者	立入実施日
イーハウス建築センター(株)	関東地方整備局長	12月9日(金)
(株)I-PEC	近畿地方整備局長	12月9日(金)
(株)ジェイネット	近畿地方整備局長	12月9日(金)
ハウスプラス中国住宅保証(株)	中国地方整備局長	12月9日(金)
(株)日本住宅保証検査機構	関東地方整備局長	12月12日(月)
(株)総合確認検査機構	近畿地方整備局長	12月12日(月)
(株)建築検査機構	東北地方整備局長	12月13日(火)
富士建築コンサルティング(株)	関東地方整備局長	12月13日(火)
(株)ビルディングナビゲーション確認評価機構	関東地方整備局長	12月13日(火)
(株)日本確認検査センター	近畿地方整備局長	12月13日(火)
(株)確認検査機構プラン21	近畿地方整備局長	12月13日(火)
(株)技研	近畿地方整備局長	12月13日(火)
(株)京都確認検査機構	近畿地方整備局長	12月13日(火)
有限責任中間法人日本住宅性能評価機構	関東地方整備局長	12月14日(水)
(株)確認検査機構アネックス	近畿地方整備局長	12月14日(水)
(株)確認検査機構トラスト	近畿地方整備局長	12月14日(水)
関西住宅品質保証(株)	近畿地方整備局長	12月14日(水)
阪神建築確認検査(有)	近畿地方整備局長	12月14日(水)
日本テストング(株)	近畿地方整備局長	12月14日(水)
(有)グッド・アイズ建築検査機構	関東地方整備局長	12月15日(木)
(株)確認サービス	中部地方整備局長	12月15日(木)
(株)オーネックス	近畿地方整備局長	12月15日(木)
アテストアーキ(株)	近畿地方整備局長	12月15日(木)
(株)近畿確認検査センター	近畿地方整備局長	12月15日(木)
(株)近畿建築確認検査機構	近畿地方整備局長	12月15日(木)
ユーディーアイ確認検査(株)	関東地方整備局長	12月16日(金)
(有)阪神確認検査サポート	近畿地方整備局長	12月16日(金)
建築検査機構(株)	近畿地方整備局長	12月16日(金)
(株)神奈川建築確認検査機関	関東地方整備局長	12月19日(月)
(株)EMI確認検査機構	関東地方整備局長	12月19日(月)
アール・イー・ジャパン(株)	近畿地方整備局長	12月19日(月)
(株)ガイア	関東地方整備局長	12月20日(火)
(株)東京建築検査機構	関東地方整備局長	12月20日(火)

計 33機関

※ 平成17年12月28日現在、国指定の確認検査機関は51機関あるが、1機関(平和総合コンサルタント(株))は、本年12月6日指定のため、検査対象外とした。

(検査4) 個別物件の審査方法検査

具体的な構造計算の審査内容に係る構造審査担当者に対するヒアリング事項

以下の事項のうち、★印の項目を中心に、適宜選択して、審査の実施の有無やその具体的な方法を、必要に応じ図書を参照しながら確認。

- 1 プログラムが適用範囲内で使用されていること、荷重・外力の条件が適切であることの確認
- ★2 入力モデルのフレーム図と構造設計図との合致の確認
- 3 部材の剛性評価、フレームと耐力壁の水平力分担率等の計算仮定が妥当であることの確認
- ★4 フレームの応力算定結果（応力図）について、異常値がないこと、及び断面計算用応力の値との合致の確認
- ★5 断面計算用の断面リストの内容と構造設計図の合致の確認
- 6 断面計算の結果（検定結果）がクライテリア※を満足することの確認
- 7 地盤条件が地盤調査に基づき適切に設定されていることの確認
- 8 ルート1・2の場合、それぞれのクライテリア※（壁量等、層間変形角、剛性率・偏心率、部材別条件）に適合することの確認
- 9 ルート3の場合、保有水平耐力の算定、必要保有水平耐力の算定（Ds設定を含む）が適切になされ、クライテリア※（層間変形角、 $Q_u/Q_{un} \geq 1$ ）に適合することの確認
- 10 限界耐力計算の場合、損傷・安全それぞれの限界変位・固有周期・地震力（加速度応答スペクトル）等の算定が適切になされ、クライテリア※（層間変形角、稀な地震時の地震力 $\leq$ 損傷限界耐力、極めて稀な地震時の地震力 $\leq$ 保有水平耐力）に適合することの確認
- 11 ヘッダー表示が全ページ同一内容であることの確認
- ★12 ウォーニング・メッセージ及びエラー・メッセージの内容と、それぞれに対する所見・安全性確認等の適切性の確認
- 13 プログラムの初期設定の変更の有無。「有」の場合その妥当性の確認
- 14 構造設計図の内容について、疑義があると感じた個所（断面寸法が小さい、配筋が足りないなど）の有無。「有」の場合具体的内容とそれに対する対応
- 15 構造設計図の内容について、施工性上疑義があると感じた個所（斜め梁採用による配筋困難箇所等）の有無。「有」の場合具体的内容とそれに対する対応

※クライテリア：要求条件

国指定の機関毎の検査結果概要

機関名	(財)日本建築センター	(財)日本建築設備・昇降機センター	(財)住宅保証機構	(財)日本建築総合試験所	日本ERI(株)
指定権者	大臣	大臣	大臣	大臣	大臣
・平成16年度 確認済証交付件数 ※	1,115	638	0	551	44,675
●検査1 代表者等に対する構造審査業務概要検査結果					
① 確認検査員の人数 (うち、構造審査担当者の人数)	11 (4)	9 (1)	3 (1)	7 (1)	166 (13)
② 補助員の人数 (うち、構造審査担当者の人数)	15 (2)	5 (1)	2 (1)	4 (0)	186 (30)
③ 機関独自に作成している審査マニュアル類の有無	あり	なし	なし	あり	あり
④ 事件発生後に講じた措置	なし	なし	・構造審査マニュアルの検討を開始	・構造審査のダブルチェックの導入 ・構造審査マニュアルの改訂を開始	・構造計算プログラムを用いた構造計算書の審査方法の確認
●検査2 構造審査担当者に対するヒアリング結果					
① 構造計算書の審査における図書省略制度について知っていたか	知っていた	知っていた	知っていた	知らなかったと回答した構造審査担当者はいた	知っていた
② プログラムの改ざんがあるかも知れないと認めて審査をしていたか	していない	していない	していない	していない	していない
●検査3 構造計算書の添付書類等に関する検査結果					
・検査3を実施した件数	55	50	— (調査対象物件なし)	53	51
① 図書省略の要件を満たしていた件数	4	0	— (同上)	0	0
② 図書省略の要件を満たしていないにもかかわらず図書省略を行っていた件数	0	0	— (同上)	0	1
うち、一貫したヘッダが出力されていない件数	0	0	— (同上)	0	0
●検査4 個別物件の審査方法検査に係るヒアリング結果					
・検査4を実施した件数	11	10	— (調査対象物件なし)	10	10
① 入力モデルのフレーム図と構造設計図との合致の確認	確認を全くしていない事例はなかった	確認を全くしていない事例はなかった	— (同上)	確認を全くしていない事例はなかった	確認を全くしていない事例はなかった
② フレームの応力算定結果(応力図)に異常値のないこと及び応力図と断面計算用応力値との合致の確認	確認を全くしていない事例はなかった	確認を全くしていない事例はなかった	— (同上)	確認を全くしていない事例はなかった	確認を全くしていない事例はなかった
③ 断面計算用の断面リストの内容と構造設計図との合致の確認	確認を全くしていない事例はなかった	確認を全くしていない事例はなかった	— (同上)	確認を全くしていない事例はなかった	確認を全くしていない事例はなかった
④ エラーメッセージ等に対する安全性確認等	確認を全くしていない事例はなかった	確認を全くしていない事例はなかった	— (同上)	確認を全くしていない事例はなかった	確認を全くしていない事例はなかった
●検査5 一般的な建築確認検査業務の実施状況検査結果					
① 帳簿の不備	なし	なし	なし (H17.6.8 定期立入検査における結果)	なし (H17.9.26 定期立入検査における結果)	・記入漏れ、誤記入
② 帳簿以外の書類の不備等	なし	なし	なし (同上)	なし (同上)	なし

※ 平成16年度確認済証交付件数については国土交通省住宅局建築指導課調べ。

機関名	(財)住宅金融普及協会	(株)西日本住宅評価センター	(株)東日本住宅評価センター	ハウスプラス住宅保証(株)	イーホームズ(株)
指定権者	大臣	大臣	大臣	大臣	大臣
・平成16年度 確認済証交付件数 ※	172	8,203	16,213	2,418	13,413
●検査1 代表者等に対する構造審査業務概要検査結果					
① 確認検査員の人数 (うち、構造審査担当者の人数)	10 (4)	26 (3)	39 (0)	12 (1)	29 (2)
② 補助員の人数 (うち、構造審査担当者の人数)	2 (1)	47 (4)	34 (1)	43 (2)	98 (16)
③ 機関独自に作成している審査マニュアル類の有無	あり	なし	あり	あり	あり
④ 事件発生後に講じた措置	・ベテランの関与を増やした	・確認済物件について、範囲を定めて再審査を実施予定	・再発防止策をまとめ、各支店に通知	・チェックシートの作成	・構造審査基準に図書省略に係る要件等について追記
●検査2 構造審査担当者に対するヒアリング結果					
① 構造計算書の審査における図書省略制度について知っていたか	知っていた	知っていた	知っていた	知っていた	知っていた
② プログラムの改ざんがあるかも知れないと認めて審査をしていたか	していない	していない	していない	していたと回答した構造審査担当者がいた	していない
●検査3 構造計算書の添付書類等に関する検査結果					
・検査3を実施した件数	51	50	50	50	98
① 図書省略の要件を満たしていた件数	2	1	1	2	2
② 図書省略の要件を満たしていないにもかかわらず図書省略を行っていた件数	0	0	0	1	3
うち、一貫したヘッダが出力されていない件数	0	0	0	0	1
●検査4 個別物件の審査方法検査に係るヒアリング結果					
・検査4を実施した件数	10	10	10	11	10
① 入力モデルのフレーム図と構造設計図との合致の確認	確認を全くしていない事例はなかった	確認を全くしていない事例はなかった	確認していない事例があった	確認を全くしていない事例はなかった	確認を全くしていない事例はなかった
② フレームの応力算定結果(応力図)に異常値のないこと及び応力図と断面計算用応力値との合致の確認	確認していない事例があった	確認を全くしていない事例はなかった	確認していない事例があった	確認を全くしていない事例はなかった	確認していない事例があった
③ 断面計算用の断面リストの内容と構造設計図との合致の確認	確認を全くしていない事例はなかった	確認を全くしていない事例はなかった	確認を全くしていない事例はなかった	確認を全くしていない事例はなかった	確認を全くしていない事例はなかった
④ エラーメッセージ等に対する安全性確認等	確認を全くしていない事例はなかった	確認を全くしていない事例はなかった	確認を全くしていない事例はなかった	確認を全くしていない事例はなかった	確認を全くしていない事例はなかった
●検査5 一般的な建築確認検査業務の実施状況検査結果					
① 帳簿の不備	なし	なし (H17.9.27 定期立入検査における結果)	なし	なし	・備え付けなければならない帳簿を備え付けていない (H17.10.24 立入検査における結果)
② 帳簿以外の書類の不備等	なし	なし (同上)	なし	・決裁書類の押印漏れ	なし (同上)

※ 平成16年度確認済証交付件数については国土交通省住宅局建築指導課調べ。

機関名	(株)都市居住評価センター	(財)ベターリビング	ビューローベリタスジャパン(株)	(株)住宅性能評価センター	(株)国際確認検査センター
指定権者	大臣	大臣	大臣	大臣	大臣
・平成16年度 確認済証交付件数※	1,195	13	10,349	7,676	— (H17.5.10指定)
●検査1 代表者等に対する構造審査業務概要検査結果					
① 確認検査員の数 (うち、構造審査担当者の人数)	5 (0)	2 (0)	31 (2)	3 (3)	18 (3)
② 補助員の数 (うち、構造審査担当者の人数)	14 (5)	11 (1)	34 (11)	6 (1)	18 (1)
③ 機関独自に作成している審査マニュアルの有無	あり	あり	あり	あり	なし
④ 事件発生後に講じた措置	・構造審査要領を一部改定	・構造計算プログラムを用いた構造計算書の扱いについてマニュアルを充実	・応力と断面図を照合するようにした(偽装事件前は、構造計算書中の応力図と断面計算用応力値の照合を行っていなかった)	・構造審査担当者を1名増員(12/2付)	なし
●検査2 構造審査担当者に対するヒアリング結果					
① 構造計算書の審査における図書省略制度について知っていたか	知らなかったと回答した構造審査担当者がいた	知っていた	知っていた	知っていた	知っていた
② プログラムの改ざんがあるかも知れないと思って審査をしていたか	していない	していない	していない	していない	していない
●検査3 構造計算書の添付書類等に関する検査結果					
・検査3を実施した件数	49	17	48	54	50
① 図書省略の要件を満たしていた件数	1	0	1	0	3
② 図書省略の要件を満たしていないにもかかわらず図書省略を行っていた件数	0	0	3	0	0
うち、一貫したヘッダが出力されていない件数	0	0	1	0	0
●検査4 個別物件の審査方法検査に係るヒアリング結果					
・検査4を実施した件数	6	11	10	7	10
① 入力モデルのフレーム図と構造設計図との合致の確認	確認を全くしていない事例はなかった	確認を全くしていない事例はなかった	確認を全くしていない事例はなかった	確認していない事例があった	確認を全くしていない事例はなかった
② フレームの応力算定結果(応力図)に異常値のないこと及び応力図と断面計算用応力値との合致の確認	確認していない事例があった	確認していない事例があった	確認していない事例があった	確認を全くしていない事例はなかった	確認を全くしていない事例はなかった
③ 断面計算用の断面リストの内容と構造設計図との合致の確認	確認を全くしていない事例はなかった	確認を全くしていない事例はなかった	確認を全くしていない事例はなかった	確認していない事例があった	確認を全くしていない事例はなかった
④ エラーメッセージ等に対する安全性確認等	確認を全くしていない事例はなかった	確認を全くしていない事例はなかった	確認していない事例があった	確認を全くしていない事例はなかった	確認を全くしていない事例はなかった
●検査5 一般的な建築確認検査業務の実施状況検査結果					
① 帳簿の不備	なし (H17.9.6 定期立入検査における結果)	なし	なし	なし (H17.5.19 定期立入検査における結果)	未実施
② 帳簿以外の書類の不備等	なし (同上)	なし	・決裁書類の押印漏れ、記入漏れ、誤記入	なし (同上)	(同上)

※ 平成16年度確認済証交付件数については国土交通省住宅局建築指導課調べ。

機関名	(株) ジェイ・イー・サポート	日本建築検査協会 (株)	(株) 建築検査機構	(株) 東京建築検査機構	(株) 日本住宅保証検査機構
指定権者	大臣	大臣	東北地方整備局長	関東地方整備局長	関東地方整備局長
・平成16年度 確認済証交付件数 ※	— (H17.10.3指定)	— (H17.10.4指定)	1,210	685	1,177
●検査1 代表者等に対する構造審査業務概要検査結果					
① 確認検査員の人数 (うち、構造審査担当者の人数)	5 (0)	3 (0)	4 (2)	6 (0)	3 (0)
② 補助員の人数 (うち、構造審査担当者の人数)	6 (1)	7 (3)	3 (0)	13 (8)	6 (2)
③ 機関独自に作成している審査マニュアルの有無	あり	あり	あり	あり	なし
④ 事件発生後に講じた措置	・ダブルチェックの徹底について社内周知を行った	・構造チェック要領を追加	・必要に応じ、構造設計者と直接面談することとした(従来は電話のみで実施)	・これまで建築確認を行った物件の構造計算書の再チェック	・構造審査のダブルチェックの導入
●検査2 構造審査担当者に対するヒアリング結果					
① 構造計算書の審査における図書省略制度について知っていたか	知っていた	知っていた	知っていた	知っていた	知っていた
② プログラムの改ざんがあるかも知れないと調べて審査をしていたか	していない	していない	していない	していない	していない
●検査3 構造計算書の添付書類等に関する検査結果					
・検査3を実施した件数	29	7	50	41	27
① 図書省略の要件を満たしていた件数	1	0	2	2	0
② 図書省略の要件を満たしていないにもかかわらず図書省略を行っていた件数	0	0	0	0	0
うち、一貫したヘッダが出力されていない件数	0	0	0	0	0
●検査4 個別物件の審査方法検査に係るヒアリング結果					
・検査4を実施した件数	10	7	9	4	4
① 入力モデルのフレーム図と構造設計図との合致の確認	確認を全くしていない事例はなかった	確認を全くしていない事例はなかった	確認していない事例があった	確認を全くしていない事例はなかった	確認を全くしていない事例はなかった
② フレームの応力算定結果(応力図)に異常値のないこと及び応力図と断面計算用応力値との合致の確認	確認していない事例があった	確認を全くしていない事例はなかった	確認していない事例があった	確認していない事例があった	確認していない事例があった
③ 断面計算用の断面リストの内容と構造設計図との合致の確認	確認していない事例があった	確認を全くしていない事例はなかった	確認を全くしていない事例はなかった	確認を全くしていない事例はなかった	確認を全くしていない事例はなかった
④ エラーメッセージ等に対する安全性確認等	確認を全くしていない事例はなかった	確認を全くしていない事例はなかった	確認を全くしていない事例はなかった	確認を全くしていない事例はなかった	確認を全くしていない事例はなかった
●検査5 一般的な建築確認検査業務の実施状況検査結果					
① 帳簿の不備	・誤記入	なし	・記載項目の一部欠落	なし	なし
② 帳簿以外の書類の不備等	なし	なし	なし	なし	・検査結果の特定行政庁への報告期限超過

※ 平成16年度確認済証交付件数については国土交通省住宅局建築指導課調べ。

機関名	(株) 神奈川建築確認 検査機関	(株) ビルディングナビ ゲーション確認評価機構	富士建築コンサルティ ング(株)	ユーディーアイ確認検 査(株)	イーハウス建築セン ター(株)
指定権者	関東地方整備局長	関東地方整備局長	関東地方整備局長	関東地方整備局長	関東地方整備局長
・平成16年度 確認済証交付件数 ※	13,333	2,388	150	14,391	0
●検査1 代表者等に対する構造審査業務概要検査結果					
① 確認検査員の人数 (うち、構造審査担当者 の人数)	23 (7)	8 (0)	2 (0)	20 (6)	3 (2)
② 補助員の人数 (うち、構造審査担当者 の人数)	12 (4)	18 (5)	3 (2)	36 (13)	2 (1)
③ 機関独自に作成してい る審査マニュアル類の有 無	あり	あり	なし	あり	なし
④ 事件発生後に講じた措 置	・構造審査マニュアルの策 定 ・構造審査のダブルチェッ クの導入	・構造審査基準に図書省略 に係る要件等について追記 ・これまで建築確認を行っ たら階以上の物件の1階柱 断面の再チェック	・構造計算プログラムの購 入(疑義ある場合の再計算 用)	・構造チェックリストを一 部改定	・補助員(構造審査担当) の増員
●検査2 構造審査担当者に対するヒアリング結果					
① 構造計算書の審査にお ける図書省略制度につい て知っていたか	知っていた	知っていた	知っていた	知っていた	知っていた
② プログラムの改ざんが あるかも知れないと思っ て審査をしていたか	していない	していない	していない	していない	していたと回答した構造審 査担当者がいた
●検査3 構造計算書の添付書類等に関する検査結果					
・検査3を実施した件数	50	30	29	51	15
① 図書省略の要件を満た していた件数	0	0	0	0	1
② 図書省略の要件を満た していないにもかかわらず 図書省略を行っていた 件数	0	1	0	0	0
うち、一貫したヘッダ が出力されていない件 数	0	1	0	0	0
●検査4 個別物件の審査方法検査に係るヒアリング結果					
・検査4を実施した件数	6	6	8	10	4
① 入力モデルのフレーム 図と構造設計図との合致 の確認	確認を全くしていない 事例はなかった	確認を全くしていない 事例はなかった	確認を全くしていない 事例はなかった	確認を全くしていない 事例はなかった	確認していない事例が あった
② フレームの応力算定結 果(応力図)に異常値の ないこと及び応力図と断 面計算用応力値との合致 の確認	確認していない事例が あった	確認していない事例が あった	確認していない事例が あった	確認していない事例が あった	確認していない事例が あった
③ 断面計算用の断面リス トの内容と構造設計図と の合致の確認	確認を全くしていない 事例はなかった	確認を全くしていない 事例はなかった	確認していない事例が あった	確認を全くしていない 事例はなかった	確認していない事例が あった
④ エラーメッセージ等に 対する安全性確認等	確認を全くしていない 事例はなかった	確認していない事例が あった	確認を全くしていない 事例はなかった	確認を全くしていない 事例はなかった	確認を全くしていない 事例はなかった
●検査5 一般的な建築確認検査業務の実施状況検査結果					
① 帳簿の不備	なし	なし	・誤記入	なし	・記載項目の一部欠落 ・記入漏れ
② 帳簿以外の書類の不備 等	なし	なし	・検査結果の特定行政庁へ の報告期限超過	・決裁書類の押印漏れ	・決裁書類の押印漏れ ・中間・完了検査において 建築主事への引き受け通知 をしていないものがあつた

※ 平成16年度確認済証交付件数については国土交通省住宅局建築指導課調べ。

機関名	有限責任中間法人日本住宅性能評価機構	(株) EMI 確認検査機構	(株) ガイア	(有) グッド・アイズ 建築検査機構	(株) 確認サービス
指定権者	関東地方整備局長	関東地方整備局長	関東地方整備局長	関東地方整備局長	中部地方整備局長
・平成16年度 確認済証交付件数 ※	0	— (H17.6.1指定)	— (H17.8.25指定)	— (H17.10.6指定)	16,974
●検査1 代表者等に対する構造審査業務概要検査結果					
① 確認検査員の人数 (うち、構造審査担当者の人数)	3 (0)	4 (3)	3 (1)	3 (0)	41 (0)
② 補助員の人数 (うち、構造審査担当者の人数)	2 (0)	0 (0)	2 (0)	5 (2)	43 (7)
③ 機関独自に作成している審査マニュアル類の有無	なし	あり	なし	あり	あり
④ 事件発生後に講じた措置	・確認検査員の増員	・構造審査マニュアルを変更	なし	・任意だったチェックシート活用の義務化 ・補助員(構造審査担当)の増員 ・既確認物件の再チェック	なし
●検査2 構造審査担当者に対するヒアリング結果					
① 構造計算書の審査における図書省略制度について知っていたか	【構造審査担当者ではない確認検査員にヒアリング(以下検査4も同じ。)] 知らなかったと回答した確認検査員がいた	知っていた	知っていた	知っていた	知っていた
② プログラムの故さんがあるかも知れないと思って審査をしていたか	していない	していない	していない	していたと回答した構造審査担当者がいた	していない
●検査3 構造計算書の添付書類等に関する検査結果					
・検査3を実施した件数	1	18	2	5	50
① 図書省略の要件を満たしていた件数	0	0	0	1	0
② 図書省略の要件を満たしていないにもかかわらず図書省略を行っていた件数	0	0	1	1	2
うち、一貫したヘッダが出力されていない件数	0	0	1	0	1
●検査4 個別物件の審査方法検査に係るヒアリング結果					
・検査4を実施した件数	1	10	2	5	10
① 入力モデルのフレーム図と構造設計図との合致の確認	確認していない事例があった	確認を全くしていない事例はなかった	確認していない事例があった	確認を全くしていない事例はなかった	確認を全くしていない事例はなかった
② フレームの応力算定結果(応力図)に異常値のないこと及び応力図と断面計算用応力値との合致の確認	確認していない事例があった	確認していない事例があった	確認していない事例があった	確認を全くしていない事例はなかった	確認を全くしていない事例はなかった
③ 断面計算用の断面リストの内容と構造設計図との合致の確認	確認していない事例があった	確認を全くしていない事例はなかった	確認していない事例があった	確認を全くしていない事例はなかった	確認を全くしていない事例はなかった
④ エラーメッセージ等に対する安全性確認等	確認していない事例があった	確認を全くしていない事例はなかった	確認していない事例があった	確認を全くしていない事例はなかった	確認を全くしていない事例はなかった
●検査5 一般的な建築確認検査業務の実施状況検査結果					
① 帳簿の不備	・記載項目の一部欠落 ・誤記入	なし	なし	・誤記入	・記載漏れ
② 帳簿以外の書類の不備等	なし	なし	なし	なし	なし

※ 平成16年度確認済証交付件数については国土交通省住宅局建築指導課調べ。

機関名	(株) 確認検査機構ア ネックス	(株) 京都確認検査機 構	(株) ジェイネット	(株) 近畿建築確認検 査機構	(有) 阪神確認検査サ ポート
指定権者	近畿地方整備局長	近畿地方整備局長	近畿地方整備局長	近畿地方整備局長	近畿地方整備局長
・平成16年度 確認済証交付件数 ※	10,636	11,700	4,305	5,216	1,290
●検査1 代表者等に対する構造審査業務概要検査結果					
① 確認検査員の人数 (うち、構造審査担当 者の人数)	10 (0)	19 (2)	9 (1)	11 (0)	6 (0)
② 補助員の人数 (うち、構造審査担当 者の人数)	16 (3)	20 (5)	11 (2)	20 (2)	7 (2)
③ 機関独自に作成して いる審査マニュアル類の有 無	あり	あり	なし	あり	あり
④ 事件発生後に講じた措 置	・構造審査担当者の増員を 検討中 ・これまで建築確認を行っ た5階以上の共同住宅等の再 チェック	なし	なし	なし	・構造計算書の審査要領を 作成
●検査2 構造審査担当者に対するヒアリング結果					
① 構造計算書の審査にお ける図書省略制度につい て知っていたか	知っていた	知っていた	知っていた	知っていた	知っていた
② プログラムの改ざんが あるかも知れないと思っ て審査をしていたか	していない	していない	していたと回答した構造審 査担当者がいた	していない	していない
●検査3 構造計算書の添付書類等に関する検査結果					
・検査3を実施した件数	51	53	51	55	50
① 図書省略の要件を高た していた件数	0	2	0	0	0
② 図書省略の要件を満た していないにもかかわらず 図書省略を行っていた 件数	0	0	0	0	0
うち、一貫したヘッダ が出力されていない件 数	0	0	0	0	0
●検査4 個別物件の審査方法検査に係るヒアリング結果					
・検査4を実施した件数	10	10	10	10	10
① 入力モデルのフレーム 図と構造設計図との合致 の確認	確認を全くしていない 事例はなかった	確認を全くしていない 事例はなかった	確認を全くしていない 事例はなかった	確認を全くしていない 事例はなかった	確認を全くしていない 事例はなかった
② フレームの応力算定結 果(応力図)に異常値の ないこと及び応力図と断 面計算用応力値との合致 の確認	確認を全くしていない 事例はなかった	確認を全くしていない 事例はなかった	確認を全くしていない 事例はなかった	確認していない事例が あった	確認を全くしていない 事例はなかった
③ 断面計算用の断面リス トの内容と構造設計図と の合致の確認	確認を全くしていない 事例はなかった	確認を全くしていない 事例はなかった	確認を全くしていない 事例はなかった	確認を全くしていない 事例はなかった	確認を全くしていない 事例はなかった
④ エラーメッセージ等に 対する安全性確認等	確認を全くしていない 事例はなかった	確認を全くしていない 事例はなかった	確認を全くしていない 事例はなかった	確認を全くしていない 事例はなかった	確認していない事例が あった
●検査5 一般的な建築確認検査業務の実施状況検査結果					
① 帳簿の不備	なし	なし	なし	・記載漏れ	なし
② 帳簿以外の書類の不備 等	なし	なし	なし	なし	なし

※ 平成16年度確認済証交付件数については国土交通省住宅局建築指導課調べ。

機関名	日本 TESTING (株)	阪神建築確認検査 (有)	(株) 近畿確認検査セ ンター	(株) 日本確認検査セ ンター	アテストアーキ (株)
指定権者	近畿地方整備局長	近畿地方整備局長	近畿地方整備局長	近畿地方整備局長	近畿地方整備局長
・平成16年度 確認済証交付件数 ※	6,306	947	2,042	1,415	902
●検査1 代表者等に対する構造審査業務概要検査結果					
① 確認検査員の数 (うち、構造審査担当 者の人数)	13 (0)	2 (0)	7 (0)	7 (1)	7 (1)
② 補助員の数 (うち、構造審査担当 者の人数)	24 (3)	4 (1)	7 (2)	6 (2)	12 (2)
③ 機関独自に作成してい る審査マニュアルの有 無	あり	なし	なし	あり	なし
④ 事件発生後に講じた措 置	・過去2年間の7階以上の物 件の再検査を実施 ・構造審査マニュアルの再 整備に着手	なし	なし	・電算プログラムを用いた 構造計算書の審査要領の作 成	なし
●検査2 構造審査担当者に対するヒアリング結果					
① 構造計算書の審査にお ける図書省略制度につい て知っていたか	知っていた	知っていた	知っていた	知っていた	知っていた
② プログラムの改ざんが あるかも知れないと思っ て審査をしていたか	していない (ミスがある前提で審査をし ていたと回答した構造審査 担当者がいた)	していない	していない	していない	していない
●検査3 構造計算書の添付書類等に関する検査結果					
・検査3を実施した件数	50	51	50	52	48
① 図書省略の要件を満た していた件数	2	0	0	0	4
② 図書省略の要件を満た していないにもかかわらず 図書省略を行っていた 件数	3	0	0	0	1
うち、一貫したヘッダ が出力されていない件 数	3	0	0	0	1
●検査4 個別物件の審査方法検査に係るヒアリング結果					
・検査4を実施した件数	10	10	11	10	10
① 入力モデルのフレーム 図と構造設計図との合致 の確認	確認を全くしていない 事例はなかった	確認していない事例が あった	確認を全くしていない 事例はなかった	確認を全くしていない 事例はなかった	確認を全くしていない 事例はなかった
② フレームの応力算定結 果(応力図)に異常値の ないこと及び応力図と断 面計算用応力値との合致 の確認	確認を全くしていない 事例はなかった	確認していない事例が あった	確認を全くしていない 事例はなかった	確認を全くしていない 事例はなかった	確認を全くしていない 事例はなかった
③ 断面計算用の断面リス トの内容と構造設計図と の合致の確認	確認を全くしていない 事例はなかった	確認を全くしていない 事例はなかった	確認を全くしていない 事例はなかった	確認を全くしていない 事例はなかった	確認を全くしていない 事例はなかった
④ エラーメッセージ等 に対する安全性確認等	確認を全くしていない 事例はなかった	確認していない事例が あった	確認を全くしていない 事例はなかった	確認を全くしていない 事例はなかった	確認を全くしていない 事例はなかった
●検査5 一般的な建築確認検査業務の実施状況検査結果					
① 帳簿の不備	なし	なし	なし (H17.11.9 定期立入検査 における結果)	なし (H17.5.25 定期立入検査 における結果)	なし (H17.6.8 定期立入検査に おける結果)
② 帳簿以外の書類の不備 等	なし	なし	なし (同上)	なし (同上)	なし (同上)

※ 平成16年度確認済証交付件数については国土交通省住宅局建築指導課調べ。

機関名	建築検査機構(株)	(株)技研	(株)I-PEC	(株)確認検査機構プラン21	(株)確認検査機構トラスト
指定権者	近畿地方整備局長	近畿地方整備局長	近畿地方整備局長	近畿地方整備局長	近畿地方整備局長
・平成16年度 確認済証交付件数 ※	4,915	6	320	491	11
●検査1 代表者等に対する構造審査業務概要検査結果					
① 確認検査員の数 (うち、構造審査担当者の人数)	12 (3)	3 (2)	6 (1)	3 (0)	4 (1)
② 補助員の数 (うち、構造審査担当者の人数)	28 (2)	4 (0)	4 (0)	7 (1)	3 (1)
③ 機関独自に作成している 審査マニュアル類の有無	あり	あり	なし	あり	なし
④ 事件発生後に講じた措置	・すでに作成していた断面 略算プログラムを改訂中	なし	なし	・検査マニュアルを改訂し、 500㎡超物件は複数の 確認検査員で行うこととした	・申請時提出図書の確認を 徹底
●検査2 構造審査担当者に対するヒアリング結果					
① 構造計算書の審査における 図書省略制度について知っていたか	知っていた	知っていた	知っていた	知っていた	知っていた
② プログラムの改ざんがあるかも知れないと 思って審査をしていたか	していない	していない	していない	していない	していない
●検査3 構造計算書の添付書類等に関する検査結果					
・検査3を実施した件数	55	52	50	50	52
① 図書省略の要件を満たしていた件数	0	0	0	0	0
② 図書省略の要件を満たしていないにもかかわらず 図書省略を行っていた件数	0	0	0	0	0
うち、一貫したヘッダが出力されていない件数	0	0	0	0	0
●検査4 個別物件の審査方法検査に係るヒアリング結果					
・検査4を実施した件数	10	10	10	10	11
① 入力モデルのフレーム図と 構造設計図との合致の確認	確認していない事例があった	確認を全くしていない事例はなかった	確認を全くしていない事例はなかった	確認を全くしていない事例はなかった	確認していない事例があった
② フレームの応力算定結果(応力図)に異常値のないこと及び 応力図と断面計算用応力値との合致の確認	確認していない事例があった	確認していない事例があった	確認を全くしていない事例はなかった	確認を全くしていない事例はなかった	確認していない事例があった
③ 断面計算用の断面リストの内容と 構造設計図との合致の確認	確認を全くしていない事例はなかった	確認を全くしていない事例はなかった	確認を全くしていない事例はなかった	確認を全くしていない事例はなかった	確認していない事例があった
④ エラーメッセージ等に対する 安全性確認等	確認を全くしていない事例はなかった	確認していない事例があった	確認を全くしていない事例はなかった	確認を全くしていない事例はなかった	確認していない事例があった
●検査5 一般的な建築確認検査業務の実施状況検査結果					
① 帳簿の不備	なし (H17.7.28 定期立入検査における結果)	なし (H17.5.20 定期立入検査における結果)	なし (H17.5.18 定期立入検査における結果)	なし	なし (H17.10.7 定期立入検査における結果)
② 帳簿以外の書類の不備等	なし (同上)	・決裁書類の押印漏れ (今回の検査5以外の検査で確認)	なし (同上)	なし	・申請書の記載不備 ・特定行政庁への報告書類等における日付誤記 ・決裁書類の押印漏れ (同上)

※ 平成16年度確認済証交付件数については国土交通省住宅局建築指導課調べ。

機関名	関西住宅品質保証(株)	(株) オーネックス	アール・イー・ジャパン(株)	(株) 総合確認検査機構	ハウスプラス中国住宅保証(株)
指定権者	近畿地方整備局長	近畿地方整備局長	近畿地方整備局長	近畿地方整備局長	中国地方整備局長
平成16年度 確認済証交付件数 ※	51	636	— (H17.6.16指定)	— (H17.8.2指定)	5,859
●検査1 代表者等に対する構造審査業務概要検査結果					
① 確認検査員の人数 (うち、構造審査担当者の人数)	4 (0)	8 (0)	5 (0)	2 (0)	25 (1)
② 補助員の人数 (うち、構造審査担当者の人数)	2 (2)	18 (1)	10 (2)	3 (1)	30 (2)
③ 機関独自に作成している 審査マニュアル類の有無	あり	あり	あり	なし	あり
④ 事件発生後に講じた措置	なし	・チェックリスト改訂に着手 ・構造計算経験者の採用を検討 ・過去に確認した案件について再チェックを実施	・構造審査マニュアルの修正	・新たに、木造と鉄筋コンクリートの専門家各1名を採用	・チェックリストを機関としてオーソライズし、改善・充実させた
●検査2 構造審査担当者に対するヒアリング結果					
① 構造計算書の審査における図書省略制度について知っていたか	知っていた	知らなかったと回答した構造審査担当者がいた	知らなかったと回答した構造審査担当者がいた	知っていた	知っていた
② プログラムの改ざんがあるかも知れないと調べて審査をしていたか	していない	していない	していない	していない	していない
●検査3 構造計算書の添付書類等に関する検査結果					
検査3を実施した件数	7	50	42	8	50
① 図書省略の要件を満たしていた件数	0	0	1	2	2
② 図書省略の要件を満たしていないにもかかわらず図書省略を行っていた件数	1	8	0	0	0
うち、一貫したヘッダが出力されていない件数	1	3	0	0	0
●検査4 個別物件の審査方法検査に係るヒアリング結果					
検査4を実施した件数	7	10	10	8	10
① 入力モデルのフレーム図と構造設計図との合致の確認	確認を全くしていない事例はなかった	確認を全くしていない事例はなかった	確認を全くしていない事例はなかった	確認を全くしていない事例はなかった	確認を全くしていない事例はなかった
② フレームの耐力算定結果(耐力図)に異常値のないこと及び耐力図と断面計算用耐力値との合致の確認	確認を全くしていない事例はなかった	確認を全くしていない事例はなかった	確認していない事例があった	確認を全くしていない事例はなかった	確認を全くしていない事例はなかった
③ 断面計算用の断面リストの内容と構造設計図との合致の確認	確認を全くしていない事例はなかった	確認を全くしていない事例はなかった	確認を全くしていない事例はなかった	確認を全くしていない事例はなかった	確認を全くしていない事例はなかった
④ エラーメッセージ等に対する安全性確認等	確認を全くしていない事例はなかった	確認を全くしていない事例はなかった	確認を全くしていない事例はなかった	確認を全くしていない事例はなかった	確認を全くしていない事例はなかった
●検査5 一般的な建築確認検査業務の実施状況検査結果					
① 帳簿の不備	なし (H17.10.7定期立入検査実施済)	なし	・誤記入	未実施	なし
② 帳簿以外の書類の不備等	なし (同上)	なし (同上)	なし	(同上)	なし

※ 平成16年度確認済証交付件数については国土交通省住宅局建築指導課調べ。

検査4において抽出された物件（各機関10件程度、合計429件）において確認された構造審査上の重大な問題点

		案件1	案件2	案件3	案件4
機関名		ビューローベリタスジャパン（株）	（株）ジェイ・イー・サポート	阪神建築確認検査（有）	阪神建築確認検査（有）
指定者		国土交通大臣	国土交通大臣	近畿地方整備局長	近畿地方整備局長
立入検査日		平成17年12月14日（水）	平成17年12月19日（月）	平成17年12月14日（水）	平成17年12月14日（水）
物件概要	所在地	埼玉県	広島県	兵庫県	大阪府
	用途	共同住宅	共同住宅	共同住宅	共同住宅
	施工状況	工事中	未着工	未着工	未着工
問題点		・構造計算書において、エラーメッセージが記載されるページが欠落していたにもかかわらず、建築確認を行っていた。	・構造計算書における断面計算用の断面リストの内容と構造設計図が合致していないにもかかわらず、指摘を行わずに確認を行っていた。（断面計算用の断面リスト：芯鉄筋有り、構造設計図：芯鉄筋無し。）	・構造計算書において保有水平耐力の算定結果が10階で1.0を下回っていたにもかかわらず建築確認を行っていた。（ $Q_u/Q_{un}=0.84$ （X方向）、 $Q_u/Q_{un}=0.83$ （Y方向））	・構造計算書において保有水平耐力の構造計算結果が1.0以上であることを確認するために必要な判定表が含まれていなかったにもかかわらず建築確認を行っていた。
主な対応状況		H17.12.14 ■立入検査の際に、指定確認検査機関に対しエラーメッセージのページがないことを指摘し、確認の上、報告するよう指示した。	H17.12.19 ■立入検査の際に、指定確認検査機関に対し、実態上の問題の有無を報告するよう指示した。	H17.12.15 ■近畿地方整備局から指定確認検査機関に対し事実関係について報告するよう指示した。	H17.12.15 ■近畿地方整備局から指定確認検査機関に対し事実関係について報告するよう指示した。
		H17.12.26 ■指定確認検査機関から、欠落していたページの提出があり、点検本部で内容を確認したところ、エラーメッセージに対する安全性の確認がなされていた。	H17.12.20 ■指定確認検査機関から、構造設計図に芯鉄筋が記載されていないのは、記載ミスであったと報告があり、修正された構造設計図が提出された。 ■点検本部において、修正した構造設計図に芯鉄筋があることを確認し、正しい構造設計図を設計者に認識させるよう指定確認検査機関に指示した。	H17.12.16 12.21 ■指定確認検査機関から近畿地方整備局に対し以下の報告があった。 ・確認申請図書に含まれていた構造計算書は作業途中のものであり、最終的な結果ではなかった。 ・本来提出されているべき最終的な構造計算書の提出を受け、再計算により建築物の安全性を確認した。（再計算の結果（ $Q_u/Q_{un}=1.04$ （X方向）、 $Q_u/Q_{un}=1.12$ （Y方向）であった。） ・再提出された計算書と当初提出された構造設計図の照合を行い、同じ建築物に係る構造計算書であることを確認した。 （注）同様の内容について特定行政庁においても確認済。	H17.12.16 12.21 ■指定確認検査機関から近畿地方整備局に対し以下の報告があった。 ・設計者に副本の確認を求めたところ、副本には保有水平耐力判定表が備わっていた。 ・判定表の写しの提出を求め、当初提出された構造計算書との照合を行い、同じ建築物に係る判定表であることを確認した。 ・提出された判定表において保有水平耐力の構造計算結果が各階1.0以上（ $Q_u/Q_{un}=1.01\sim 1.09$ ）であることを確認するとともに、構造計算書全体を再確認した。
		措置済み	措置済み	措置済み	措置済み

		案件5	案件6
機関名		(株) 技研	(株) 確認検査機構トラス
指定者		近畿地方整備局長	近畿地方整備局長
立入検査日		平成17年12月13日(火)	平成17年12月14日(水)
物件概要	所在地	大阪府	大阪府
	用途	戸建住宅	共同住宅
	施工状況	工事中	竣工済
問題点		・構造計算書において、エラーメッセージが記載されるページが欠落していたにもかかわらず、建築確認を行っていた。	・構造計算書と構造設計図の間で、保有水平耐力に影響を与える1階柱の帯筋(柱を取り巻く方向に巻かれる鉄筋)の間隔の不整合があったにもかかわらず建築確認を行っていた。(構造計算書:90mm間隔、構造設計図:100mm間隔)
主な対応状況		H17.12.26 ■近畿地方整備局から指定確認検査機関に対し事実関係について報告するように指示した。	H17.12.15 ■近畿地方整備局から指定確認検査機関に対し事実関係について報告するように指示した。
		H17.12.27 ■指定確認検査機関から近畿地方整備局に対し以下の報告があった。 ・設計者に確認したところ、エラーメッセージが出力されるページを出力せずに構造計算書を提出していた。 ・エラーメッセージが出力されるページを含めた構造計算書を提出するよう求め、当初提出された構造計算書との照合を行い、同じ建築物に係る構造計算書であること及び出力されたエラーメッセージが「0」であることを確認した。	H17.12.16 12.19 12.21 ■指定確認検査機関から近畿地方整備局に対し、設計者から帯筋の間隔を構造設計図通りの100mmと設定した再計算結果の提出を受け、確認を行ったとの報告があった。 ■近畿地方整備局から指定確認検査機関に対し以下の点を指摘した。 ①帯筋の間隔以外の条件が確認申請時と同一であることが確認できない。 ②確認申請時と同じ構造計算プログラムが使用されていない。
			H17.12.27 ■特定行政庁から設計者に対し建築基準法第12条5項に基づく報告を求め、100mm間隔は構造設計図面への誤記入であることを確認した。
		措置済み	措置済み

都道府県知事指定の確認検査機関の概要及び立入検査実施日

機関名	指定をした者	確認検査員の数		補助員の数		平成16年度 確認済証交付 件数(注)	一般的な建築確認検査業務の実施状況		立入検査実施日
		構造審査 担当者 の数		構造審査 担当者 の数			帳簿の不備	帳簿以外の 書類の不備 等	
(財)北海道建築指導センター	北海道知事	5	3	2	0	781	なし	なし	12月13・14日(火、水)
住宅アイアンドアイサービス(株)	北海道知事	4	4	3	0	545	なし	なし	12月15・18日(木、日)
(株)札幌工業検査	北海道知事	2	2	2	0	(H17.5.23指定)	なし	なし	12月13・16日(火、金)
(株)建築住宅センター	青森県知事	6	6	11	3	4,144	なし	なし	12月14日(水)
(有)アーバン建築確認検査機関	青森県知事	2	1	5	2	892	なし	あり	12月15日(木)
(財)岩手県建築住宅センター	岩手県知事	3	0	2	1	1,320	なし	なし	12月16日(金)
(財)宮城県建築住宅センター	宮城県知事	9	0	3	1	6,043	なし	なし	12月15日(木)
(株)仙台都市整備センター	宮城県知事	3	0	4	2	739	なし	なし	12月16日(金)
(株)東北建築センター	宮城県知事	3	1	8	1	1,268	なし	あり	12月14日(水)
(株)秋田市総合振興公社	秋田県知事	3	0	3	0	(H17.4.20指定)	あり	なし	12月19日(月)
(株)山形県建築サポートセンター	山形県知事	10	1	5	1	2,799	なし	あり	12月16日(金)
(財)ふくしま建築住宅センター	福島県知事	15	15	1	1	7,601	なし	なし	12月15日(木)
(財)茨城県建築住宅センター	茨城県知事	15	15	9	9	10,153	なし	なし	12月15日(木)
特定非営利活動法人 安心住宅支援センター	茨城県知事	4	2	2	0	19	あり	なし	12月15日(木)
(財)栃木県建設総合技術センター	栃木県知事	4	2	1	0	1,624	なし	なし	12月15日(木)
(財)群馬県建設技術センター	群馬県知事	8	0	2	0	2,793	なし	なし	12月15日(木)
(株)埼玉建築確認検査機構	埼玉県知事	6	2	7	1	2,882	なし	なし	12月16日(金)
(財)さいたま住宅検査センター	埼玉県知事	33	7	46	8	31,395	なし	なし	12月15日(木)
(株)千葉県建築住宅センター	千葉県知事	5	1	6	1	3,044	なし	なし	12月16日(金)
(財)東京都防災・建築まちづくりセンター	東京都知事	7	1	2	0	128	なし	なし	12月1日(木)
(財)世田谷区都市整備公社	東京都知事	2	0	1	1	75	なし	なし	12月2日(金)
(財)神奈川県建築安全協会	神奈川県知事	18	1	7	0	5,516	なし	なし	12月9・19日(金、月)
(株)湘南建築センター	神奈川県知事	6	0	12	3	5,811	なし	なし	12月9・19日(金、月)
(財)新潟県建築住宅センター	新潟県知事	6	2	0	0	2,355	なし	なし	12月15日(木)
(株)新潟建築確認検査機構	新潟県知事	5	0	2	0	3,001	なし	あり	12月15日(木)
(財)富山県建築住宅センター	富山県知事	11	0	3	0	2,915	なし	なし	12月12日(月)
(財)石川県建築住宅総合センター	石川県知事	11	11	5	0	1,829	あり	あり	12月13日(火)
(財)福井県建築住宅センター	福井県知事	4	0	0	0	580	なし	なし	12月14日(水)
(社)山梨県建設技術センター	山梨県知事	3	3	5	3	2,685	なし	なし	12月13・14日(火、水)
(財)長野県建築住宅センター	長野県知事	14	5	0	0	2,975	なし	なし	12月16日(金)
(株)ぎふ建築住宅センター	岐阜県知事	9	0	8	0	4,858	なし	なし	12月13日(火)
(有)みの建築確認検査センター	岐阜県知事	2	2	2	2	1,100	あり	あり	12月15日(木)
(有)東濃建築確認検査エスオー	岐阜県知事	2	2	1	0	458	なし	なし	12月14日(水)
(財)静岡県建築住宅まちづくりセンター	静岡県知事	48	7	18	0	17,695	なし	なし	12月14日(水)
(株)静岡確認機構	静岡県知事	4	1	7	1	(H17.5.12指定)	なし	なし	12月16日(金)
(財)愛知県建築住宅センター	愛知県知事	47	1	16	1	15,338	なし	なし	12月13日(火)
(株)第一建築確認検査機構	愛知県知事	5	1	4	0	2,639	なし	なし	12月15日(木)
中部住宅保証(株)	愛知県知事	4	1	7	0	456	なし	なし	12月12日(月)
(株)名古屋建築確認・検査システム	愛知県知事	6	1	1	0	152	なし	あり	12月19日(月)
(財)三重県建設技術センター	三重県知事	6	2	1	1	2,276	なし	なし	12月13・14日(火、水)
(株)トータル建築確認評価センター	三重県知事	2	2	2	1	(H17.3.28指定)	なし	なし	12月13日(火)
(財)滋賀県建築住宅センター	滋賀県知事	10	5	10	4	4,919	なし	あり	12月14日(水)
特定非営利活動法人 都市づくり建築技術研究所	京都府知事	7	4	2	1	1,879	なし	なし	12月15日(木)
(財)大阪建築防災センター	大阪府知事	37	2	10	3	10,893	なし	なし	12月9日(金)
(財)大阪府建築技術協会	大阪府知事	6	1	4	1	1,678	なし	なし	12月12日(月)
(財)兵庫県住宅建築総合センター	兵庫県知事	10	10	1	0	1,251	なし	なし	12月15日(木)
(財)神戸市防災安全公社	兵庫県知事	13	2	9	0	2,023	なし	なし	12月13日(火)
(株)兵庫確認検査機構	兵庫県知事	9	0	16	3	5,895	なし	なし	12月19日(月)
学校法人 誠和学院	兵庫県知事	5	1	5	0	2,654	なし	なし	12月16日(金)
(財)なら建築住宅センター	奈良県知事	7	2	9	2	3,023	あり	あり	12月14日(水)
(財)和歌山県建築住宅防災センター	和歌山県知事	4	0	2	0	1,678	なし	なし	12月14日(水)
(財)鳥取県建築住宅検査センター	鳥取県知事	2	0	2	0	1,185	なし	なし	12月2日(金)
(財)島根県建築住宅センター	島根県知事	2	2	2	0	89	なし	なし	12月14日(水)
岡山県建築住宅センター(株)	岡山県知事	10	10	13	5	5,174	あり	なし	12月13・14日(火、水)
(株)広島建築住宅センター	広島県知事	12	4	8	1	3,021	なし	あり	12月14日(水)
(有)広島県東部建築確認センター	広島県知事	4	1	7	1	2,366	なし	あり	12月13日(火)
(財)山口県建築住宅センター	山口県知事	7	1	2	1	1,256	なし	なし	12月15日(木)
(株)とくしま建築住宅センター	徳島県知事	4	0	0	0	1,487	なし	あり	12月15日(木)
(株)香川県建築住宅センター	香川県知事	4	0	6	0	2,400	なし	なし	12月19日(月)
(株)愛媛建築住宅センター	愛媛県知事	7	1	3	0	3,577	なし	なし	12月13日(火)
(社)高知県建設技術公社	高知県知事	3	0	1	0	1,121	なし	あり	12月13日(火)
(財)福岡県建築住宅センター	福岡県知事	25	0	7	0	5,341	なし	なし	12月20日(火)
九州住宅保証(株)	福岡県知事	3	0	8	3	757	なし	なし	12月20日(火)
(財)佐賀県土木建築技術協会	佐賀県知事	5	0	5	0	893	なし	なし	12月20日(火)
(財)長崎県住宅・建築総合センター	長崎県知事	2	0	1	0	668	なし	なし	12月19日(月)
(財)熊本県建築住宅センター	熊本県知事	14	0	3	0	1,918	なし	なし	12月20日(火)
(有)熊本建築確認検査機関	熊本県知事	4	1	1	1	(H17.3.14指定)	なし	なし	12月15日(木)
ハウスアンドホームズ(株)	熊本県知事	2	1	1	0	(H17.10.3指定)	なし	なし	12月16日(金)
(財)大分県建築住宅センター	大分県知事	10	1	3	1	2,379	なし	なし	12月15日(木)
(財)宮崎県建築住宅センター	宮崎県知事	6	1	4	2	1,087	なし	なし	12月19日(月)
(財)鹿児島県住宅・建築総合センター	鹿児島県知事	4	1	3	1	1,657	なし	なし	12月19日(月)
(株)沖縄建築確認検査センター	沖縄県知事	7	0	6	0	1,820	なし	なし	12月19日(月)
(財)沖縄県建設技術センター	沖縄県知事	3	0	3	0	1,289	なし	なし	12月16日(金)

計 73機関

(注) 国土交通省住宅局建築指導課調べ。

知事指定確認検査機関への立入検査において確認された問題点

都道府県知事指定の民間検査機関への立入検査において確認された問題点として2県から以下の報告があった。

1. 特定非営利活動法人 安心住宅支援センター【茨城県指定】

3 階建て店舗併用住宅（延べ床面積約240㎡）の屋根梁の一部における鉄骨梁の端部補強について、構造計算書と構造設計図との食い違いが1箇所あった。

なお、計画変更が生じたため、工事取りやめ届けが提出されており、実質的に問題がないことを確認済。

2. 岡山県建築住宅センター（株）【岡山県指定】

3階建て共同住宅（延べ床面積約869㎡）における構造計算書において、エラーメッセージが記載されるページが欠落していたにもかかわらず、建築確認を行っていた物件があった（現在基礎工事中）。

立入検査後、確認検査機関があらためて構造計算を設計者に行わせた結果、構造計算書におけるエラーメッセージが0件であることが確認されているが、現在、詳細について調査中。

構造計算書偽装物件に係る設計住宅性能評価書の交付について

1. 評価書を交付した指定住宅性能評価機関

ビューローベリタスジャパン株式会社

(当該物件の建築確認を行った指定確認検査機関も、ビューローベリタスジャパン株式会社)

※ 当該機関の住宅性能評価に係る評価員と確認検査員の数 (平成 17 年 11 月 30 日現在)

住宅性能評価に係る評価員の人数 : 35 名

確認検査員の人数 : 31 名

評価員でありかつ確認検査員である者の人数 : 15 名

2. 設計住宅性能評価の申請日・評価書交付日

設計住宅性能評価 : 平成 17 年 6 月 30 日申請受付
平成 17 年 7 月 5 日評価書交付

(建築確認 : 平成 17 年 6 月 8 日申請受付
平成 17 年 6 月 16 日建築確認)

3. 交付した物件概要

- (1) 物件名称 都筑佐江戸町マンション
- (2) 所在地 神奈川県横浜市
- (3) 構造・階数 鉄筋コンクリート造 7階
- (4) 延床面積 3,817 m²
- (5) 用 途 共同住宅
- (6) 住宅戸数 50 戸
- (7) 建築主 (株)エルクリエイト
- (8) 設計者 (株)田口設計
- (9) 施工者 木村建設(株)東京支店
- (10) 施工状況等 1 階配筋工事で工事中止、建築確認とりやめ

4. 性能表示等級

耐震等級 等級 1 (建築基準法レベル)

建築基準法等の見直しに対する意見及び論点

		意見	論点
建築確認時における審査の徹底	構造計算書の審査方法の見直し	構造計算プログラムの審査のあり方、方法を見直す。	・ 確認申請時に入力データを提出させ、審査時に再入力して結果を確認する方法について検討。 その場合、次のような検討も併せて行うことが必要。 プライベートユースの認定プログラムの扱いについて検討。 プログラムの再入力及び出力サービスを行う体制についての検討。
		構造計算プログラムのデータの改ざん防止策を検討し、信頼性の高いプログラムを開発する。	・ プログラム作動中や計算結果の保存データの改ざん防止策については検討可能であるが、一度プリントアウトしたものやPDF化したデータを作り替えるような改ざんについて完全な防止策は困難。 ・ プログラムの使用実績報告、抜き取り検査の実施等によるフォローアップ体制についても検討。
		構造計算プログラムのフォーマット等の標準化・共通化及び審査用プログラムの開発を行う。	・ 100以上あるすべての構造計算プログラムのフォーマット等の標準化・共通化は短期間では困難であるが、審査の円滑化のため入出力部分の標準化については早急に検討。 なお、審査用プログラムの開発は計算プログラムの標準化が前提。
		一定の建築物の建築確認を行う場合は、確認済証の交付前に専門機関又は専門家による構造審査（例えば構造の専門家による審査（ピアチェック）等）を受けなければならないこととする。	・ 専門機関又は専門家の要件、実施体制について、公平性の確保、責任のあり方なども含め総合的な検討が必要。 ・ すべての対象建築物に対応できるだけの体制整備が必要。 ・ 建築主事や指定確認検査機関の構造審査の取扱い（実施の是非等）について検討が必要。
		指定確認検査機関に構造専門の確認検査員を配置する。	・ 構造の専門知識を問う試験制度の確立が必要。 ・ 当初は資格者がいないため、人員確保について検討が必要。

		建築確認等の審査項目を限定し、法令上位置付ける。	・建築物の安全確保の観点から、審査項目の限定は困難。審査方法の見直しを含め、審査基準の明確化、法定化について検討。
		構造計算の審査を徹底するため、建築主事による建築確認の法定期間（構造計算を要する建築物は21日以内）の見直しを行う。	・審査の徹底によりどの程度の審査期間が必要かを検討。
		優良事業者の申請は審査を簡素化し、その他の事業者の申請は審査を厳格化する。	・優良事業者であっても、法令に基づく審査は必要であり、優良か否かの判断基準、審査の簡素化の内容等について検討が必要。
施工段階における検査の徹底	中間検査の義務付け	一定の建築物について中間検査を義務付ける。	・現在の官民の検査体制で対応できるかの検討が必要。
	中間検査の厳格化	中間検査を厳格化する。	・中間検査徹底のための検査基準の整備について検討。 ・鉄筋量の不足など不審な点を発見するためのノウハウや技術資料（標準断面図、配筋量等）の充実が必要。
指定確認検査機関に対する監督権限の強化等	特定行政庁の権限強化	指定確認検査機関について、指定権者（国又は都道府県）のみならず、当該案件の所在地を管轄する特定行政庁にも当該機関に対して必要な報告徴収、立入検査権限等を与える。 さらに、特定行政庁が指定権者に対し、必要な報告及び処分の要請等ができるようにする。	・横浜市の事案に係る最高裁判決への対応を視野に入れることが必要。 ・個別の案件の監督とすべきか、確認検査業務全体の監督とすべきか、検討が必要。
	指定確認検査機関の指定制度の見直し	指定確認検査機関を特定行政庁の指定とする。	・特定行政庁ごとの指定手続きが必要になる。
	指定確認検査機関の独立した機関としての位置付け及び行った確認に係る法的責任の付与	指定確認検査機関が行った確認検査の国家賠償責任を、当該機関が負うこととする。（指定確認検査機関が行った確認検査について特定行政庁が国家賠償責任を負わないこととする。）	・行政庁による指定確認検査機関への関与をなくすことにより、国賠法上の責任を行政庁に発生させないこととするのか、又は、国賠法上の責任は行政庁に残しつつ、行政庁の監督権限を強化するのか、どちらの仕組みとするかについて検討が必要。
	特定行政庁への報告事項の充実	指定確認検査機関から特定行政庁への報告事項に、審査実施状況、結果等の事項を加える。	・特定行政庁による効率的なチェックのためにはどのような内容を報告させるべきか検討が必要。
	偽装の通報制度の導入	偽装が発覚した場合における行政への通報制度を導入する。	・通報の方法等について検討。 ・通報を受けた行政の処理体制の整備が必要。

	指定確認検査機関の監督結果の公表	指定権者は指定確認検査機関に対する立入検査等を厳正に行い結果を公表するものとする。	・適正な業務の実施のため、報告聴取、立入検査の内容、頻度について検討が必要。
	中間検査合格証及び検査済証に対する取り消し権限の付与	確認済証と同様に指定確認検査機関が交付した中間検査合格証及び検査済証に対して、特定行政庁が取り消すことができる権限を付与する。	・特定行政庁がどのようにして検査の瑕疵を発見するかという問題と、合格証等の交付により工事が継続された場合や建築物の使用が開始された場合の取り消し通知の有効性について検討する必要。
	処分基準の明確化	指定確認検査機関の瑕疵、過失、違反の程度に応じた具体的な処分基準を明確化する。	・今回の案件を踏まえて、処分基準の厳格化を検討。
	指定確認検査機関の指定基準の強化	指定確認検査機関の指定基準を見直し、役員構成、資本関係等公正中立性に関する要件を強化する。 審査を行う人員体制の要件についても強化する。	・民間活用による執行体制の充実効果を維持しつつ、業務の適性を確保するために民間機関をどこまで制約すべきか、検討が必要。
	指定確認検査機関における標準的な審査期間・確認検査手数料の設定	指定確認検査機関における標準的な審査期間・確認審査手数料を設定する。	
	指定確認検査機関の情報公開	指定確認検査機関が不適合通知を受けた場合のその内容や、業務実績、組織体制、出資状況等の情報公開を義務付ける。	・情報公開の対象等について検討が必要。
	指定確認検査機関のランク付け	指定確認検査機関の技術力、実績等についてランク付けを行う。	・ランク付けする主体について検討が必要。
瑕疵担保責任の充実・強化等	住宅の建築主に対する賠償保険の加入義務付け	一定の住宅の建築主に対する１０年間の瑕疵担保責任の賠償保険の加入を義務付ける。	・広く被害者が救済される仕組みとするための検討が必要。 ・保険の免責事由（故意・重過失）に該当する場合の対応について検討が必要。 ・事業者のモラルハザードを招かない仕組みを検討することが必要。
	住宅性能表示の義務付け	一定の住宅について、住宅性能表示を義務付ける。 住宅性能表示について、指定確認検査機関とは別の機関で性能評価が行われるよう義務付ける。	・住宅性能表示を義務付けることの社会的必要性を明確にする必要。 ・全ての対象建築物に対応するための体制整備が必要。 ・確認検査を実施した機関以外の機関が住宅性能表示を実施するよう義務付けることが必要か検討が必要。

	指定確認検査機関に対する賠償保険の加入義務付け	指定確認検査機関が審査ミスについて建築主から損害賠償請求された際、賠償金を補填する保険への加入を義務付ける。	・指定機関の審査を徹底させることが必要。 ・保険の免責事由（故意・重過失）に該当する場合の対応について検討が必要。 ・指定機関のモラルハザードを招かない仕組みを検討することが必要。
	設計賠償保険制度の加入義務付け	建築士事務所に設計賠償保険への加入を義務付ける。	・保険の免責事由（故意・重過失）に該当する場合の対応について検討が必要。 ・設計事務所のモラルハザードを招かない仕組みとすることが必要。
建築士資格の見直し	専門分野別の建築士制度の導入	計画、構造、設備の設計はそれぞれ各専門分野の建築士が行う。 それぞれの分野ごとに、建築主から発注を受けることを可能とする。	・行革方針に反する業務権限を伴う資格制度の創設となり、資格の社会的必要性を明確にする必要。 ・意図的な偽装を防止するために有効な対策となるかどうかの検証が必要。 ・各専門分野の建築士にそれぞれ各専門分野の設計を義務付けるかどうか検討が必要。 ・専門分化をする場合に、設計内容の調整のため、どのような業務態勢を組むべきか検討が必要。（例えば、計画分野の建築士の統括のもと構造、設備の建築士が業務を行うなど。）
	建築士免許の更新制	建築士免許を更新制とする。	・期間の経過により資格を喪失させる必要性について、他の資格制度とのバランスも含め、明確にする必要。 ・意図的な偽装を防止するために有効な対策となるかどうかの検証が必要。
	先端技術の習得の義務付け	建築士に対して先端技術を習得させるため講習を義務付ける。	・意図的な偽装を防止するために有効な対策となるかどうかの検証が必要。
	建築士及び建築士事務所の団体への加入義務化	現在は任意となっている建築士及び建築士事務所の団体への加入を義務付ける。	・規制改革に反する規制の強化となり、強制加入の社会的必要性を明確にする必要。 ・意図的な偽装を防止するために有効な対策となるかどうかの検証が必要。 ・偽装防止対策として、団体による厳正な管理が必要。

消費者が適正に判断できるための情報開示	処分を受けた建築士の氏名等について速やかに公表をすることとする。		・ 処分した建築士の公表に併せて、確認申請図書等に関係した建築士の氏名等を記載させ、処分者の有無を確認できるようにする措置も検討。
	建築主等が建築士であることを確認できるよう建築士の情報を開示できるようにするとともに、業務内容等について情報を開示できるようにする。		・ 建築士事務所の登録情報の閲覧による対応も考えられる。
関与した全ての建築士の名称等の明示	設計図書や確認申請書等に担当した全ての建築士について名称等を記載させることとする。		・ 各建築士の役割分担についても検討が必要。
設計・工事監理業務の適正化	建築士による設計・工事監理業務の適正化のための措置を講じる。 現場管理者と工事監理者の業務分担の明確化、兼業の禁止を行う。また、工事監理記録等の記録を義務付ける。		・ 実効性のある措置とするためには報酬も含めた根本的な検討が必要。 ・ 第三者による工事監理の義務付け等は強い業務規制となることから、実効性について検討が必要。
報酬基準の見直し	設計及び工事監理の報酬基準の実効性を確保する。		・ 建築士の業務の重要性について社会全体の十分な認識が必要。
管理建築士の責任・権限の明確化	管理建築士の責任・権限を明確化するとともにその要件を強化する。		・ 規制改革に反する規制の強化となり、参入制限強化の社会的必要性を明確にする必要。 ・ 意図的な偽装を防止するために有効な対策となるかどうかの検証が必要。
建築士事務所に対する特定行政庁による指導	建築士事務所に対する報告徴収、立入検査権限を特定行政庁にも与える。		・ 特定行政庁についても個々の建築物についての設計図書等の報告徴収や立入検査の権限は建築基準法で認められていることから、それ以外にどのような報告徴収や立入検査が必要か検討が必要。
職業倫理遵守規定の明確化	建築士の職業倫理規定を法令上明確にする。		・ 建築士事務所の業務についての禁止事項（名義貸し、脱法相談等）の法定化について検討。
処分の強化	故意による違反設計行為等について行政処分を強化する。		・ 今回の案件を踏まえて、処分内容の見直しについて検討が必要。
罰則の強化	罰則の強化	構造計算書の偽装などで危険な建築物を造った場合の建築基準法の罰則を大幅に強化する。 建築士、建築士事務所の故意による違反設計行為等について厳格に処罰する。	・ 他の量刑とのバランスについて検討が必要。 ・ 建築士事務所の業務について禁止事項を定め、その違反について罰則を強化することについて検討が必要。

その他	図書保存の長期化	建築確認図書等について指定確認検査機関に対して5年間の保存を義務付けているが、特定行政庁に対しても図書保存を義務付ける。また、図書の保存期間を延長する。	・電子化による保存方法の検討が必要。
	確認検査の権限の建築主事から特定行政庁への変更	確認検査の権限を建築主事から特定行政庁に変更する。	・審査の徹底効果や責任のあり方について検討が必要。
	審査側の人的充実、体制強化	自治体における専門職員を増員する。	・増員の必要性や内容について十分な説明が必要。

地方公共団体WGの設置について（案）

1. 目的

今般、一級建築士による構造計算書の偽造を指定確認検査機関や建築主事も見抜けなかったことから、建築確認・検査制度等への信頼が大きく揺らいでいる。

この様な事態の再発を防止するためには、建築確認・審査制度の今後のあり方等が極めて重要な問題となる。

このため、地方公共団体において実際に実務を行っている建築行政担当者が構成する地方公共団体WGを設置し、より具体的な検討を行う。

2. 検討事項

- (1) 地方公共団体における建築確認・審査制度のあり方
- (2) 地方公共団体の指定確認検査機関への関与のあり方
- (3) 地方公共団体の建築士及び建築士事務所への指導、監督のあり方

3. スケジュール

基本制度部会の合間に適宜実施し、平成18年2月を目途に基本制度部会に対して検討内容の報告を行う。

地方公共団体WG 委員名簿（案）

行政庁名	所属	職	氏名
北海道	建設部建築指導課	課長	福田 聖治
仙台市	都市整備局住宅宅地部建築指導課	課長	伏見 義則
秋田県	建設交通部建築住宅課	課長	小野田 吉純
千葉県	県土整備部建築指導課	課長	鈴木 進
◎東京都	都市整備局市街地建築部建築企画課	課長	平野 正利
世田谷区	都市整備部建築審査課	課長	内田 博愛
横浜市	まちづくり調整局指導部建築指導課	課長	若月 玄秀
長野県	住宅部建築管理課	課長	白鳥 政徳
静岡県	都市住宅部建築住宅総室建築確認検査室	室長	酒井 章次
愛知県	建設部建築指導課	課長	西田 茂
京都市	都市計画局建築指導部建築指導課	課長	本田 徹
大阪府	建築都市部建築指導室	室長	岨 良政
奈良県	土木部建築課	課長	佐藤 誠
広島県	土木建築部都市局建築総室建築指導室	室長	栗栖 繁
愛媛県	土木部道路都市局建築住宅課	課長	多田 英明
福岡県	建築都市部建築指導課	課長	樋口 博
北九州市	建築都市局指導部建築指導課	課長	嘉福 諒二

◎：委員長

社会資本整備審議会建築分科会
基本制度部会 委員名簿

委 員	○	久保 哲夫	東京大学大学院教授
		櫻井 敬子	学習院大学教授
臨時委員	◎	村上 周三	慶應義塾大学教授
		青木 宏之	(社) 全国中小建築工事業団体連合会副会長
専門委員		小幡 純子	上智大学教授
		笹田 己由	全国建設労働組合総連合住宅対策部長
		藤本 昌也	(株) 現代計画研究所代表取締役
		古阪 秀三	京都大学大学院助教授
		穂山 精吾	NPO法人全国マンション管理組合連合会会長
		安部 重孝	NPO法人建築技術支援協会理事・建築部会長
		飯塚 悦功	東京大学大学院教授
		岡本 宏	(社) 建築業協会設計部会長・資格制度対応部会長
		梶山 修	東京都都市整備局長
		金指 潔	(社) 住宅生産団体連合会監事
		木原 碩美	(社) 日本建築構造技術者協会副会長
		栗原 清	(社) 不動産協会マンション・戸建住宅事業委員会委員長
		阪倉 嘉一	大阪府建築都市部長
		島野 康	(独) 国民生活センター相談調査部長
		仙田 満	(社) 日本建築家協会副会長
		高谷 進	元日弁連住宅紛争処理機関検討委員会委員長
		野村 昭典	日本労働組合総連合会 建設連合書記長
		松本 光平	明海大学教授
		三栖 邦博	(社) 日本建築士事務所協会連合会常任理事
		向 殿 政男	明治大学理工学部教授
		山内 泰之	(独) 建築研究所理事長
		吉田 浩二	(社) 日本損害保険協会常務理事

※ ◎は部会長、○は部会長代理を示す。

建築設計事務所による構造計算書の偽装とその対応について

平成18年1月10日
国土交通省

1. 経 緯

- ①イーホームズ(株) (国土交通大臣が指定した民間の指定確認検査機関) から、建築確認時に添付された構造計算書の偽装の可能性について報告を受け、10月28日から国土交通省で調査を進めてきたところ、11月16日までに、偽装が事実であること、偽装された構造計算にもとづき建築された場合、耐震性に大きな問題があるおそれがあることが判明。

※指定確認検査機関

平成10年の建築基準法改正により、従来、地方公共団体が行っていた建築確認検査業務を民間開放し、国土交通大臣等が指定した民間機関においても行い得るようにしたもの。

- ②構造計算書を偽装したのは、構造設計を下請けした姉齒建築設計事務所(千葉県市川市)。元請けの建築設計事務所や建築確認したイーホームズ(株)等においても、偽装であることが見過ごされた。
- ③偽装は11月21日までに東京都、千葉県、神奈川県で21物件(マンション20物件、ホテル1物件)を確認。うち14物件は竣工済み(別紙1)。
- ④一方、1月9日17時までに、姉齒元建築士が関与した建築物は、上記21物件を含み205物件あることが千葉県等から報告。偽装物件が89物件、偽装なしが82物件となっている(別紙1～3)。このうち特定行政庁の建築確認は36物件(25特定行政庁)。残り調査中の17件の偽装の有無と偽装物件の耐震性の報告を引き続き要請。
- ⑤また、木村建設(株)、(株)ヒューザー、平成設計(株)及び(株)総合経営研究所が関与した建築物のうち関係者からの情報提供等により把握された441物件について特定行政庁に優先順位をつけつつ調査するよう依頼。1月9日17時までに、偽装物件は0件、偽装なしが163件、調査中等物件が278件あるとの報告を受けている(別紙4)。(12月14日に木村建設(株)への立入検査で把握された約3,000件の施工物件については、現在情報の整理を行っている。)

2. 当面の対応

(1)居住者等の安全の確保

居住者等の安全確保を第一に考え、国土交通省、埼玉県、東京都、千葉県、神奈川県及び関係市・区からなる「構造計算書偽装問題対策連絡協議会」を設置し、平成17年11月18日から平成18年1月5日までに9回開催。

当面、耐震性に問題のあるマンション等について、以下の検討を行う。

- ①安全性の確認(構造再計算、報告聴取)
- ②入居者等への連絡、説明会の開催。
- ③居住者の受入れ住宅のあっせん(現時点で約2,300戸の公営住宅、都市再生機構住宅等の提供が可能)
- ④退去を促す基準や手順(12月16日に早急に使用禁止命令等行うよう依頼通知)

※16物件中、13物件で自主退去勧告等通知済み、2物件で全員退去済み。(別紙5)

- ⑤売主(建築主)への指導(国交省ヒアリング(11月25日)、指導文書(12月7日))。
- ⑥協議会のもとにWGを設け分譲マンション居住者等に対し支援(12月16日に移転費及び仮住居家賃の助成の考え方について記者発表)
- ⑦年末年始特別休暇中の住民対応等を適切に行うよう申し合わせ(12月27日)

【協議会参加の地方公共団体】

東京都 : 東京都、中央区、港区、新宿区、墨田区、江東区、世田谷区、渋谷区、北区、荒川区、足立区
 千葉県 : 千葉県、船橋市、市川市
 神奈川県 : 神奈川県、横浜市、川崎市、藤沢市、相模原市
 埼玉県 : 埼玉県、川口市

(2) 処分、告発

- 姉齒建築士の聴聞を11月24日に実施。12月7日に資格取消処分。
- 姉齒建築士について建築基準法違反として12月5日に告発。
- 12月5日に千葉県が姉齒建築士事務所の事務所の登録取消処分。
- その他元請け建築士等についても順次処分手続きを実施。

(3) 建築確認検査制度の運用の総点検と再発防止策

- 指定確認検査機関及び特定行政庁に対し、11月17日に審査状況の自主点検を指示。
- 指定確認検査機関に対する立入検査を開始。イーホームズ(株)について11月24日、25日に実施。また、国指定の全ての指定確認検査機関※について立入検査を実施し(12月8日～12月20日)結果を公表。(12月28日)

※緊急建築確認事務点検本部を設置し、100人規模の体制を整備して実施(12月1日記者発表)
 ※2005年12月1日現在で指定されていた50機関

- 制度の見直しについて、国土交通大臣の諮問により社会資本整備審議会建築分科会に基本制度部会を設置(12月19日第1回、2月末を目途に中間報告を予定)。また、行政対応上の問題の検証等について、国土交通大臣の私的諮問機関として「構造計算書偽装問題に関する緊急調査委員会」を開催(12月16日～、年度内に5～6回開催し結論)。

(4) 一般相談窓口の開設等

- マンション住民の不安に応えるため、特定行政庁及び各地の専門家団体による相談窓口を設置し公表。
- 耐震診断等を希望する住民への適切な対応を行うため、住宅・建築物耐震改修等事業(国庫補助制度)を活用するよう地方公共団体に要請(12月5日)

(5) 関係省庁連絡会合等の開催

- 構造計算書偽装問題に関する関係閣僚による会合(12月6日)において「構造計算書偽装問題への当面の対応」を決定

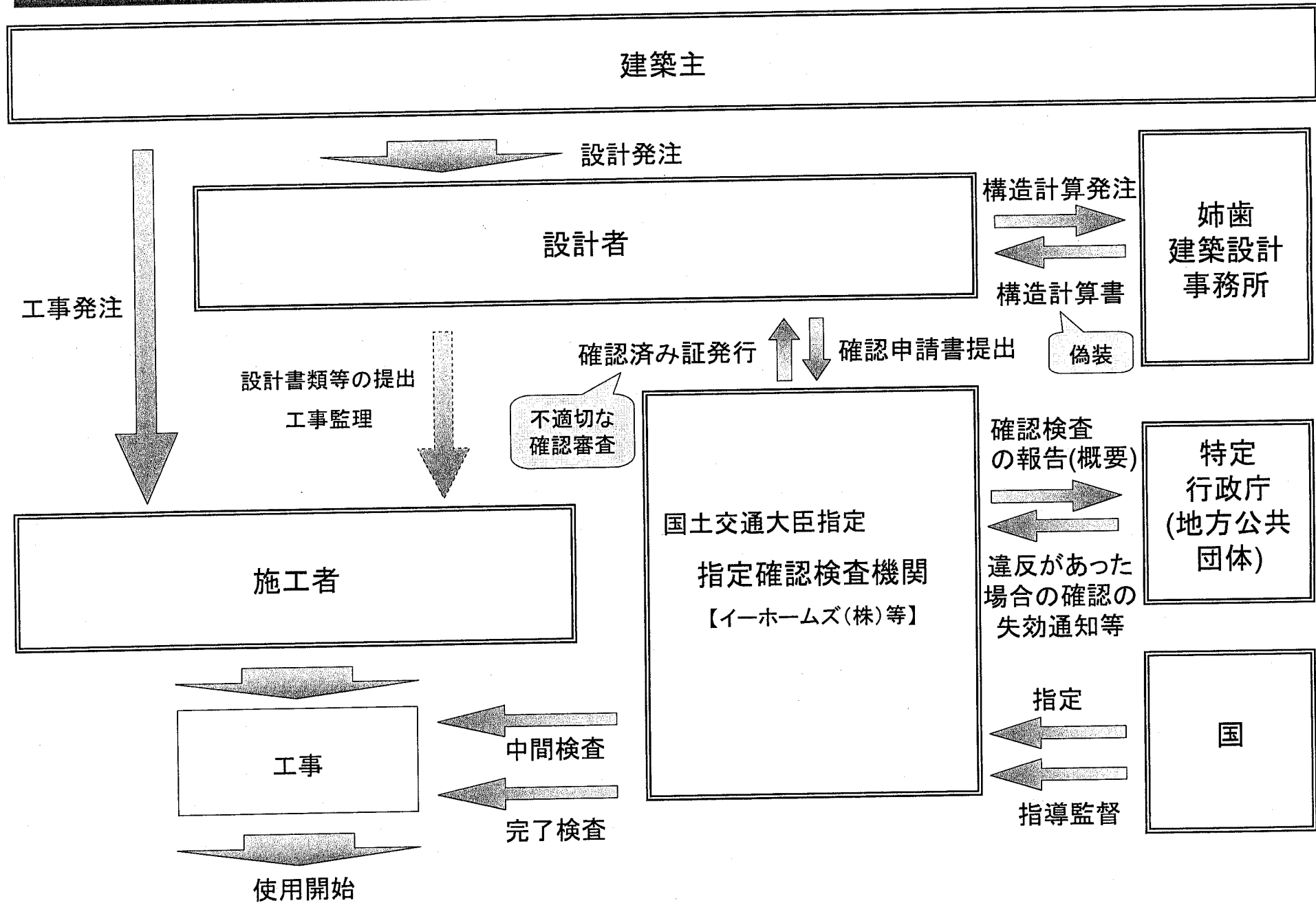
【構成員】官房官房長官、金融担当大臣、少子化・男女共同参画担当大臣、国家公安委員会委員長、総務大臣、法務大臣、財務大臣、国土交通大臣

- この他、構造計算書偽装問題に関する関係閣僚打ち合わせ※(11月29日)、内閣官房における局長級の関係省庁連絡会合※※(11月25日以降5回開催)及び課長級の幹事会(11月28日以降5回開催)において情報共有・協議等

【※構成員】内閣官房長官、国土交通大臣、総務大臣、法務大臣

【※※構成員】内閣官房副長官補、内閣官房内閣審議官、内閣府国民生活局長、警察庁生活安全局長、金融庁総務企画局総括審議官、総務省大臣官房総括審議官、法務省民事局長、法務省刑事局長、財務省大臣官房総括審議官、国土交通省住宅局長

建築基準法の手続きと主な関係者



構造計算書偽装物件：物件概要 (平成17年11月21日(月)／国土交通省公表)

【竣工済み】

	特定行政庁	建築確認を行った機関	確認時物件名	所在地		建築主	設計者	施工者	建築確認日(当初)	構造・階数	延床面積	用途	住宅戸数	現況	検証
															Qu/Qun(最小値)
1	船橋市	イーホームズ	湊町中央ビル	千葉県船橋市	湊町2丁目14	(株)サン中央ホーム	姉齒建築設計事務所	(株)サン中央ホーム	2003/12/10	RC10	1,834㎡	共同住宅	59戸(賃貸)	竣工済	0.30★※
2	船橋市	イーホームズ	船橋市本町3丁目ビル	千葉県船橋市	本町3丁目9	(株)サン中央ホーム	姉齒建築設計事務所	(株)サン中央ホーム	2004/1/20	RC9	1,783㎡	共同住宅	59戸(賃貸)	竣工済	0.37★※
3	東京都	イーホームズ	グランドステージ稲城	東京都稲城市	矢野口字中島3750-3	(株)ヒューザー	(株)スペースワン建築研究所	(株)志多組	2003/2/28	RC9	2,913㎡	共同住宅	24戸(分譲)	竣工済	0.33★
4	中央区	イーホームズ	グランドステージ八丁堀	東京都中央区	新川2丁目3番7号	(株)ヒューザー	(株)エスエスエー建築都市設計事務所	木村建設(株)	2004/4/30	RC13/1	4,300㎡	共同住宅	36戸(分譲)	竣工済	0.41★
5	中央区	イーホームズ	京王プレッソイン茅場町	東京都中央区	日本橋茅場町1丁目3番4	京王電鉄(株)	木村建設(株)	木村建設(株)	2004/6/21	RC15	5,509㎡	ホテル	—	竣工済	0.26★
6	港区	イーホームズ	芝浦2丁目マンション	東京都港区	芝浦2丁目8-5	(株)シノケン東京支店	(株)シノケン東京支店	(株)シノケン東京支店	2004/4/1	RC10	525㎡	共同住宅	18戸(賃貸)	竣工済	0.44★
7	港区	イーホームズ	芝大門2丁目マンション	東京都港区	芝大門2丁目11	(株)シノケン東京支店	(株)シノケン東京支店	(株)シノケン東京支店	2004/6/22	RC9	384㎡	共同住宅	8戸(賃貸)	竣工済	0.26★
8	新宿区	イーホームズ	西早稲田3丁目マンション	東京都新宿区	西早稲田3丁目6-4	(株)シノケン東京支店	(株)シノケン東京支店	(株)シノケン東京支店	2004/3/31	RC10	1,518㎡	共同住宅	47戸(賃貸)	竣工済	0.43★
9	渋谷区	イーホームズ	初台2丁目マンション	東京都渋谷区	初台2丁目13番3号	(株)シノケン東京支店	(株)シノケン東京支店	(株)シノケン東京支店	2004/1/7	RC3/2	1,230㎡	共同住宅	44戸(賃貸)	竣工済	0.78
10	墨田区	イーホームズ	グランドステージ東向島	東京都墨田区	墨田三丁目26番3他	(株)ヒューザー	(株)エスエスエー建築都市設計事務所	木村建設(株)	2003/9/6	RC11/1	4,302㎡	共同住宅	36戸(分譲)	竣工済	0.31★
11	江東区	イーホームズ	グランドステージ住吉	東京都江東区	扇橋2丁目10番	(株)ヒューザー	(株)スペースワン建築研究所	木村建設(株)	2003/12/22	RC11	8,470㎡	共同住宅	67戸(分譲)	竣工済	0.37★
12	川崎市	イーホームズ	グランドステージ川崎大師	神奈川県川崎市	川崎区中瀬3丁目21番	(株)ヒューザー	(株)スペースワン建築研究所	太平工業(株)	2003/9/25	RC9	3,024㎡	共同住宅	23戸(分譲)	竣工済	0.3★
13	横浜市	イーホームズ	グランドステージ弁天橋	神奈川県横浜市	鶴見区小野町	(株)ヒューザー	(株)森田設計事務所	(株)ヒューザー	2004/1/10	RC10	3,142㎡	共同住宅	19戸(分譲)	竣工済	0.41★※
14	藤沢市	イーホームズ	グランドステージ藤沢	神奈川県藤沢市	藤沢545番地	(株)ヒューザー	(株)森田設計事務所	木村建設(株)	2004/6/24	RC10/1	3,907㎡	共同住宅	30戸(分譲)	竣工済	0.15★※
竣工計													470戸		

【工事中・未着工】

	特定行政庁	建築確認を行った機関	確認時物件名	所在地		建築主	設計者	施工者	建築確認日(当初)	構造・階数	延床面積	用途	住宅戸数	現況	検証
															Qu/Qun(最小値)
1	千葉県	イーホームズ	ラ・ベルドゥーレ白井	千葉県白井市	笹塚2丁目3番	東日本住宅(株)	木村建設(株)	木村建設(株)	2005/1/24	RC10	11,797㎡	共同住宅	93戸(分譲)	工事停止中	0.73※
2	船橋市	イーホームズ	湊町2丁目中央ビル	千葉県船橋市	湊町2丁目12	(株)サン中央ホーム	姉齒建築設計事務所	(株)サン中央ホーム	2004/9/27	RC10	1,381㎡	共同住宅	59戸(賃貸)	工事停止中	0.37
3	船橋市	イーホームズ	セントレジアス船橋	千葉県船橋市	本町6丁目14番	(株)ヒューザー	(株)スペースワン建築研究所	丸運建設(株)	2004/12/27	RC11	4,489㎡	共同住宅	36戸(分譲)	工事停止中	0.39
4	船橋市	東日本住宅評価センター	グランドステージ船橋海神	千葉県船橋市	海神町2-3-21	(株)ヒューザー	(株)河辺建築設計事務所	木村建設(株)	2005/1/25	RC11	3,655㎡	共同住宅	29戸(分譲)	工事停止中	中規模で損傷
5	足立区	イーホームズ	グランドステージ竹ノ塚	東京都足立区	保木間5丁目360-5番	(株)ヒューザー	(株)スペースワン建築研究所	(株)ヒューザー	2005/7/19	RC12	3,827㎡	共同住宅	34戸(分譲)	確認取下げ	—
6	足立区	イーホームズ	グランドステージ北千住	東京都足立区	千住関屋町10番	(株)ヒューザー	(株)スペースワン建築研究所	未定	2005/10/6	RC11	7,736㎡	共同住宅	60戸(分譲)	確認取下げ	—
7	相模原市	イーホームズ	グランドステージ町田	神奈川県相模原市	上鶴間本町5丁目2650番1外	(株)ヒューザー	(株)エスエスエー建築都市設計事務所	未定	2005/7/25	RC9	7,727㎡	共同住宅	54戸	確認取下げ	—

注) Qu/Qunの数値は、指定確認検査機関より入手した構造図・構造計算書から推計した再計算(※は特定行政庁からの報告)。おおむね0.5以下の場合(★)は震度5強で倒壊の恐れがある。

構造計算書偽装物件：物件概要 (11/22以降判明したもの)

<1月9日17時までに地方公共団体から報告のあったもの>

【竣工済み】

【竣工済み】															耐震性の 検証
	特定行政庁	建築確認を 行った機関	確認時物件名※1	所在地	建築主	設計者	施工者	建築確認日 (当初)	構造・階数	延床面積	用途	住宅戸数	現況		
1	群馬県	群馬県	エクセルイン渋川	群馬県渋川市	飯巳町1689-4	(個人)	平成設計㈱	川村建設㈱	2003/4/22	RC11	2,012㎡	ホテル	—	竣工済	0.57
2	前橋市	前橋市	SGホテル	群馬県前橋市	千代田町5丁目20-6、-7	(個人)	平成設計㈱	小野里工業㈱	2002/1/23	RC11	2,922㎡	ホテル	—	竣工済	0.57
3	伊勢崎市	伊勢崎市	伊勢崎大手町SGホテル	群馬県伊勢崎市	大手町23-12、-13	(個人)	平成設計㈱	木村建設㈱、脇川興業 ㈱	2001/8/13	RC10	2,339㎡	ホテル	—	竣工済	0.82
4	船橋市	UDI確認検査	*	千葉県船橋市	*	*	姉歯建築設計事務所	*	2003/6/17	W3	139㎡	一戸建て住宅	—	竣工済	問題なし※2
5	船橋市	UDI確認検査	*	千葉県船橋市	*	*	姉歯建築設計事務所	*	2003/8/5	W3	130㎡	一戸建て住宅	—	竣工済	問題なし※2
6	船橋市	イーホームズ	*	千葉県船橋市	*	*	姉歯建築設計事務所	*	2003/3/26	W3	128㎡	一戸建て住宅	—	竣工済	問題なし※2
7	船橋市	日本ERI㈱	第7中央ビル	千葉県船橋市	本町3丁目29-10	㈱サン中央ホーム	姉歯建築設計事務所	㈱サン中央ホーム	2002/5/23	RC8	828㎡	共同住宅	28戸(賃貸)	竣工済	0.61
8	船橋市	日本ERI㈱	第8中央ビル	千葉県船橋市	本町3丁目29-9	㈱サン中央ホーム	姉歯建築設計事務所	㈱サン中央ホーム	2002/5/23	RC8	589㎡	共同住宅	21戸(賃貸)	竣工済	0.84
9	船橋市	日本ERI㈱	第12中央ビル	千葉県船橋市	本町5丁目9-22	㈱サン中央ホーム	姉歯建築設計事務所	㈱サン中央ホーム	2003/6/6	RC8	495㎡	共同住宅	16戸(賃貸)	竣工済	1.0以上
10	市川市	日本ERI	グランドステージ下総中山	千葉県市川市	曳高3丁目1124-1	㈱ヒューザー	㈱スペースン建築研究所	太平工業㈱	2002/3/28	RC9	3,095㎡	共同住宅	23戸(分譲)	竣工済	0.73
11	川口市	日本ERI	グランドステージ川口原町	埼玉県川口市	原町12-13	㈱ヒューザー	㈱森田設計事務所	㈱福田組	2001/9/19	RC11	2,565㎡	共同住宅	21戸(分譲)	竣工済	0.56
12	東京都	イーホームズ	(仮称)ロセット喜多見	東京都板橋区	岩戸北4丁目1340-2,1340-18	㈱ハウジング大興	㈱井上建築企画研究所	勝村建設㈱	2004/8/6	RC5	1,553㎡	共同住宅	22戸(分譲)	竣工済	0.74
13	中央区	中央区	日本橋小網町マンション	東京都中央区	日本橋小網町16番5号	㈱グランビル	㈱シノハラ建設システム	㈱シノハラ建設システム	2003/5/1	RC8	545㎡	共同住宅	14戸(賃貸)	竣工済	0.63
14	港区	イーホームズ	東麻布1丁目マンション	東京都港区	東麻布1-12-4	㈱シノハラ建設システム	㈱アーキグラム	㈱シノハラ建設システム	2004/3/5	RC10/1	586㎡	共同住宅・事務所	9戸(賃貸)	竣工済	0.45★
15	台東区	イーホームズ	雷門1丁目マンション	東京都台東区	雷門1-12-5	(個人)	㈱シノハラ建設システム	㈱シノハラ建設システム	2003/8/12	RC5	554㎡	共同住宅	17戸(賃貸)	竣工済	0.78
16	世田谷区	イーホームズ	(グランドステージ千歳烏山)	東京都世田谷区	北烏山8-2134-1, 2, 3, 4	㈱ヒューザー	㈱エスエー建築都市設計事務所	木村建設㈱	2002/9/20	RC5	3,690㎡	共同住宅	31戸(分譲)	竣工済	0.34★
17	品川区	イーホームズ	京王プレッソイン五反田	東京都品川区	西五反田2丁目17-3	京王電鉄㈱	平成設計㈱	木村建設㈱	2003/11/28	RC11	3,234㎡	ホテル	—	竣工済	0.45★
18	北区	北区	グランドステージ赤羽	東京都北区	神谷2丁目34-5, 6	㈱ハウジングセンター	㈱下河辺建築設計事務所	㈱松村組	1999/5/27	RC9	1,788㎡	共同住宅	18戸(分譲)	竣工済	0.32★
19	荒川区	荒川区	グランドステージ町屋	東京都荒川区	荒川5丁目34番	㈱ヒューザー	㈱森田設計事務所	東鉄工業㈱	2001/2/21	RC9	*	共同住宅	30戸(分譲)	竣工済	0.66
20	渋谷区	渋谷区	ダイナコートエスタディオ桜丘	東京都渋谷区	桜丘町21-8	㈱岡部マイカ工業所	平成設計㈱	木村建設㈱	1999/9/30	RC9	830㎡	共同住宅	30戸(賃貸)	竣工済	0.55
21	豊島区	イーホームズ	プレッソイン池袋	東京都豊島区	南池袋2丁目	京王電鉄㈱	平成設計㈱	木村建設㈱	2003/5/19	SRC14/1	5,477㎡	ホテル	—	竣工済	0.78
22	練馬区	イーホームズ	コニファーコート江古田	東京都練馬区	栄町9	㈱ハウジング大興	㈱井上建築企画研究所	㈱植木組	2003/5/20	RC5	1,171㎡	共同住宅	23戸(分譲)	竣工済	1.0以上
23	日野市	日本ERI	(仮称)グランドステージ豊田	東京都日野市	旭が丘2丁目8-16	㈱ヒューザー	㈱森田設計事務所	太平工業㈱東京支店	2002/8/6	RC9	6,523㎡	共同住宅	49戸(分譲)	竣工済	0.60
24	東京都	イーホームズ	羽村市駅前SGホテル	東京都羽村市	五ノ神4-14-14	ワタヤ商事㈱	平成設計㈱	鳥田・小野里建設共同 企業体	2003/8/22	RC10	2,599㎡	ホテル	—	竣工済	0.54
25	東京都	東京都	アーバン武蔵小金井	東京都小金井市	本町1-1862-1	世紀東急工業㈱	世紀東急工業㈱一般建築士事務所	世紀東急工業㈱	1999/1/26	RC9	1,509㎡	共同住宅	56戸(賃貸)	竣工済	0.53
26	川崎市	イーホームズ	(グランドステージ溝ノ口)	神奈川県川崎市	高津区久木3丁目87-16、-17、-28	㈱ヒューザー	㈱森田設計事務所	太平工業㈱	2003/3/13	RC7	2,945㎡	共同住宅	24戸(分譲)	竣工済	0.39★
27	川崎市	川崎市	(グランドステージ江川)	神奈川県川崎市	川崎区江川1-8-8他	㈱ヒューザー	㈱下河辺建築設計事務所	㈱松村組東京本店	1999/2/4	RC7	4,897㎡	共同住宅	42戸(分譲)	竣工済	0.57
28	川崎市	川崎市	*	神奈川県川崎市	*	*	*	*	*	*	*	共同住宅	*	竣工済	
29	川崎市	川崎市	*	神奈川県川崎市	*	*	*	*	*	*	*	共同住宅	*	竣工済	
30	横浜市	横浜市	グランドベイ横浜	神奈川県横浜市	鶴見区寛政町128-16	㈱ヒューザー	㈱下河辺建築設計事務所	東鉄工業㈱横浜支店	1999/11/24	RC10	4,904㎡	共同住宅	47戸(分譲)	竣工済	0.63
31	横浜市	横浜市	グランドステージ鶴見	神奈川県横浜市	鶴見区尻手2丁目353番外	㈱ヒューザー	㈱下河辺建築設計事務所	㈱松村組東京本店	1999/7/29	RC11	3,670㎡	共同住宅	37戸(分譲)	竣工済	0.62
32	横浜市	イーホームズ	アルカシエル和田町駅前	神奈川県横浜市	保土ヶ谷区和田1丁目207	小俣組・㈱システムプランニング	㈱井上建築企画研究所	奈良建設㈱	2003/8/20	RC6	3,190㎡	共同住宅	39戸(分譲)	竣工済	0.61
33	横浜市	横浜市	*	神奈川県横浜市	*	*	*	*	*	*	*	共同住宅	*	竣工済	1.0以上
34	横浜市	横浜市	*	神奈川県横浜市	*	*	*	*	*	*	*	共同住宅	*	竣工済	1.0以上
35	平塚市	平塚市	(仮称)平塚・明石町SGホテル	神奈川県平塚市	明石町24番12,13,31	㈱アサヒプランナーズ	平成設計㈱	窪田建設㈱、㈱丸山工 務所	2001/8/30	RC11	3,006㎡	ホテル	—	竣工済	0.61
36	長野県	長野県	ホテルセンピア	長野県伊那市	伊那部4819-31他	伊那米穀㈱	木村建設㈱	木村建設㈱	1999/10/6	RC8	2,066㎡	ホテル	—	竣工済	0.54
37	長野県	長野県	駒ヶ根プレミアムホテル	長野県駒ヶ根市	赤穂1522-3	㈱ホテルオオハシ	木村建設㈱	木村建設㈱	2001/5/18	RC8	2,329㎡	ホテル	—	竣工済	0.52

	特定行政庁	建築確認を行った機関	確認時物件名※1	所在地	建築主	設計者	施工者	建築確認日(当初)	構造・階数	延床面積	用途	住宅戸数	現況	耐震性の検証	
38	松本市	松本市	エースイン松本	長野県松本市	深志一丁目704番地	東洋観光事業㈱	平成設計㈱	窪田建設㈱	2001/5/1	RC11	3,044㎡	ホテル	—	竣工済	0.31★
39	岐阜県	岐阜県	パークホテル高山	岐阜県高山市	花里町6-38	金亀商事㈱	平成設計㈱	窪田建設㈱	2000/9/5	RC11	3,032㎡	ホテル	—	竣工済	0.23★
40	静岡県	静岡県	くれたけイン・掛川	静岡県掛川市	駅前10番2 他1筆	*	木村建設㈱	㈱中村組	2002/4/5	RC11	2,287㎡	ホテル	—	竣工済	6割程度
41	静岡県	イーホームズ	くれたけイン・浜名湖	静岡県湖西市	新津15街区5,6,7,8,27	㈱善長久	㈱中村組	2003/12/19	RC11	2,254㎡	ホテル	—	竣工済	5割強	
42	静岡県	イーホームズ	㈱マルコもちづきホテル	静岡県静岡市	葵区御幸町5-2,3,6,8	㈱マルコもちづき	平成設計㈱	都市計画工業㈱	2003/11/8	SRC12	4,464㎡	ホテル	—	竣工済	0.28★
43	愛知県	愛知県	名鉄イン刈谷	愛知県刈谷市	刈谷東日成25-1ほか	名鉄不動産㈱	平成設計㈱	木村建設㈱	2002/8/7	RC11	3,105㎡	ホテル	—	竣工済	0.46★
44	愛知県	愛知県	エースイン刈谷	愛知県刈谷市	若松町2-54	三菱UFJ信託銀行	平成設計㈱	木村建設㈱	2000/12/14	RC8	2,280㎡	ホテル	—	竣工済	0.80
45	愛知県	愛知県	センターワンホテル半田	愛知県半田市	更生町1-74	半田電化工業㈱	平成設計㈱	㈱沢田工務店	2001/12/27	RC10	2,484㎡	ホテル	—	竣工済	0.64
46	愛知県	愛知県	エースイン大府	愛知県大府市	中央町3丁目96-1	ブリックイン福井㈱	平成設計㈱	㈱浅井工務店	2003/3/25	RC11	2,382㎡	ホテル	—	竣工済	0.58
47	岡崎市	岡崎市	(仮称)岡崎伝馬SGホテル	愛知県岡崎市	伝馬通2丁目22,22-1	(個人)	平成設計㈱	㈱浅井工務店	2000/12/21	RC10	1,801㎡	ホテル	—	竣工済	
48	岡崎市	岡崎市	岡崎第一ホテル イースト館	愛知県岡崎市	唐沢町1丁目1	ヒサコー観光㈱	平成設計㈱	㈱浅井工務店	2002/3/26	RC9	1,051㎡	ホテル	—	竣工済	1.0以上
49	豊田市	日本ERI(株)	ホテル新永別館	愛知県豊田市	永覚新町4丁目202-5	㈱新永センター	平成設計株式会社	三交ホーム㈱ 豊國建設株式会社JV	2002/9/12	RC9	2,581㎡	ホテル	—	竣工済	0.60
50	桑名市	日本ERI(株)	(仮称)三交イン桑名	三重県桑名市	寿町2丁目4-6,31,31-1,5	三重交通株式会社	平成設計株式会社	三交ホーム㈱ 豊國建設株式会社JV	2002/9/12	RC9	2,581㎡	ホテル	—	竣工済	0.36★※3
51	京都府	京都府	舞鶴SGホテル	京都府舞鶴市	字引土小字折原39-1,39-3,49-2	㈱NVFサービス	平成設計株式会社	豊國建設株式会社JV	2000/10/3	RC8	1,765㎡	ホテル	—	竣工済	0.37★※3
52	京都府	京都府	(仮称)峰山ビジネスホテル	京都府京丹後市	峰山南字新町小字家の下1654,1655	京丹商事㈱	豊國建設株式会社JV	豊國建設株式会社JV	2001/9/10	RC8	1,918㎡	ホテル	—	竣工済	0.73
53	大阪市	大阪市	ヴィアイン新大阪ウエスト	大阪府大阪市	淀川区宮原4丁目1-14他6筆	㈱ジェイアール西日本デベロップメント	平成設計株式会社	㈱大林組	2000/6/15	RC11	8,964㎡	ホテル	—	竣工済	0.58
54	姫路市	姫路市	(仮称)ヴィアイン姫路	兵庫県姫路市	南駅前町33番1	㈱ジェイアール	平成設計株式会社	大鉄工業	2002/2/14	RC11	3,949㎡	ホテル	—	竣工済	0.49★
55	三田市	(財)日本建築総合試験所	プラザホテル三田	兵庫県三田市	中町22-4	(個人)	平成設計株式会社	豊國建設株式会社JV	2001/2/23	RC11	2,338㎡	ホテル	—	竣工済	
56	奈良市	イーホームズ	奈良市三条本町SGホテル	奈良県奈良市	三条本町265-1他	㈱増富	平成設計株式会社	木村建設株式会社	2005/3/26	RC12	3,994㎡	ホテル	—	竣工済	
57	奈良県	日本ERI(株)	サンホテル大和郡山	奈良県大和郡山	筒井町八王寺635-1他	㈱緑研ビル・エイチ企画	豊國建設株式会社JV	豊國建設株式会社JV	2003/11/11	RC8	2,217㎡	ホテル	—	竣工済	0.47★
58	和歌山市	和歌山市	(仮称)サンホテル和歌山	和歌山県和歌山市	友田町4丁目75-76	(個人)	平成設計株式会社	木村建設株式会社	2000/5/1	RC7	2,257㎡	ホテル	—	竣工済	0.62
59	北九州市	日本ERI(株)	(仮称)ビジネスホテル黒崎	福岡県北九州市	八幡西区黒崎3丁目24-13他	菅原不動産㈱	㈱醇建築・まちづくり研究所	木村建設株式会社	2004/10/14	RC11	2,870㎡	ホテル	—	竣工済	0.87
60	福岡市	福岡市	(仮称)ダイナコートエスタディオ千代県庁口	福岡県福岡市	博多区千代3丁目5-17	岡部産業㈱	㈱岡田建築設計	木村建設株式会社	1999/10/8	SRC12	2,322㎡	共同住宅	91戸(賃貸)	竣工済	0.56
61	佐賀県	佐賀県	(仮称)サンホテル鳥栖	佐賀県鳥栖市	京町781-1	(初岩崎実業	平成設計株式会社	木村建設株式会社	2001/12/6	RC10	2,317㎡	ホテル	—	竣工済	1.0以上
62	鹿児島県	鹿児島県	サンホテル国分	鹿児島市	国分中央3丁目24-31	㈱岩崎実業	平成設計株式会社	木村建設株式会社	1999/11/15	RC11	2,361㎡	ホテル	—	竣工済	0.52

【工事中・未着工】

【工事中止・未着工】															耐震性の 検証
	特定行政庁	建築確認を 行った機関	確認時物件名※1	所在地		建築主	設計者	施工者	建築確認日 (当初)	構造・階数	延床面積	用途	住宅戸数	現況	
1	福岡県	日本ERI(株)	(仮称)ビジネスホテル羽田	福岡県羽田町	幸町12-5、12-6	㈱オオハシ	㈱KSM一般建築士事務所	木村建設㈱	2005/6/8	RC11	2,378㎡	ホテル	—	工事停止中	0.85
2	佐賀県	日本ERI(株)	(仮称)セントラルホテル伊万里	佐賀県伊万里市	新天町549-14	(㈱武雄ボーリングセンター	木村建設㈱	木村建設㈱	2005/7/6	RC12	3,824㎡	ホテル	—	工事停止中	
3	台東区	台東区	エクセラ浅草池原町	東京都台東区	松が谷2-25-6	㈱シンアイ	㈱井上建築企画研究所	未定	2004/11/10	RC12	1,720㎡	共同住宅	53戸	未着工	
4	横浜市	ビューロベリタス	都筑佐江戸町マンション	神奈川県横浜市	都筑佐江戸町字杉崎516-1	㈱エルクリエイト	㈱田口設計	木村建設㈱	2005/6/16	RC7	3,817㎡	共同住宅	50戸(分譲)	工事中止	
5	厚木市	イーホームズ	(仮称)本厚木ホテル	神奈川県厚木市	中町3丁目673	(㈱厚木ホテル	㈱KSM一般建築士事務所	㈱アトリウム建設	2005/9/7	RC11	3,886㎡	ホテル	—	工事停止中	
6	沼津市	イーホームズ	TKAセットビル	静岡県沼津市	大手町5-86-6、86-7ほか	*	㈱KSM一般建築士事務所	*	2005/8/25	RC9	3,699㎡	ホテル	—	工事停止中	

※1 ()内の名称は、現在の物件名

※2 当該物件は、木造3Fであり、Qu/Qunの計算は求めていない。特定行政庁等が現地調査を行い、耐震性に問題がないことを確認した。

※3 当該物件は、特定行政庁である京都府の発表において、幅を持った数値で公表されている。表中では、国土交通省の方針によりその最小値を記載している。

* 表中、空欄は、現時点で特定行政庁から報告が上っていない事項等

<この他、報道されている物件>

	特定行政庁	建築確認を行った機関	物件名	所在地	建築主	設計者	施工者	建築確認日 (当初)	構造・階数	延床面積	用途	住宅戸数	現況	耐震性の 検証
1	大田区	大田区	グランドステージ池上	東京都大田区			木村建設株式		RC9		共同住宅	—	竣工済	
2	大田区	イーホームズ	フリーダム石川台	東京都大田区			木村建設株式				共同住宅	10戸(賃貸)	竣工済	0.32

(別紙2)

姉齒建築設計事務所が関わった都府県別の内訳表＜改ざんの有無＞

1月9日17時までに地方公共団体から報告のあったもの

所在地 都道府県	件数	改ざんの有無			
		有り	無し	不明等※	調査中
青森県	1		1		
茨城県	2		1		1
群馬県	3	3			
埼玉県	2	1	1		
千葉県	51	13	34	4	
東京都	81	26	37	5	13
神奈川県	23	16	3	1	3
新潟県	2		2		
長野県	4	3		1	
岐阜県	1	1			
静岡県	5	4	1		
愛知県	8	7	1		
三重県	1	1			
京都府	2	2			
大阪府	1	1			
兵庫県	2	2			
奈良県	2	2			
和歌山県	1	1			
福岡県	3	3			
佐賀県	4	2	1	1	
鹿児島県	1	1			
不明	5			5	
計	205	89	82	17	17

※不明等には、確認申請が確認されていないもの等を含む。

(別紙3)

姉齒建築設計事務所が関わった物件の建築確認日(当初)について

1月9日17時までに地方公共団体から報告のあったもの

建築確認日	件数	改ざんの有無			
		有り	無し	不明等	調査中
1990(H2)	1		1		
1996(H8)	1		1		
1997(H 9)	11		8		3
1998(H10)	10	1	7		2
1999(H11)	23	9	11		3
2000(H12)	22	6	12	2	2
2001(H13)	27	11	11	1	4
2002(H14)	25	13	10		2
2003(H15)	30	22	8		1
2004(H16)	24	16	8		
2005(H17)	12	11	1		
不明等	19		5	14	
総計	205	89	82	17	17

※ 不明等には、確認申請が確認されていないもの等を含む。

特定行政庁に調査を依頼した物件

1月9日現在

関係者	調査対象数	報告結果			
		改ざん 有り	改ざん 無し	調査中等	
				調査中	不明
①姉齒	205件	89	82	17	17
②木村	278件 (姉齒除き218件)	0	163	139	
③ヒューザー	93件 (姉齒・木村除き62件)				
④平成設計	91件 (姉齒・木村除き22件)				
⑤総研	203件 (姉齒・木村・ヒューザー・平成除き139件)		整理中		
合計	870件				
重複を除いた実数	646件				

先行四者調査	総数	667件
(①+②+③+④)	実数	507件
姉齒以外調査	総数	665件
(②+③+④+⑤)	実数	441件
12月26日締切木村、ヒューザー、平成調査	総数	462件
(②+③+④)	実数	302件

構造計算書偽装物件(共同住宅)に係る居住者の退去状況等(平成18年1月9日現在)

【分譲】

	特定行政庁	確認時物件 (現在の物件名)	所在地	建築主	戸数	当初の 入居戸数	現時点の 入居戸数	自主退去の 勧告	使用禁止 命令
1	東京都	グランドステージ稲城 (")	東京都稲城市	(株)ヒューザー	24戸	24戸	6戸	12/3	12/16
2	中央区	グランドステージ八丁堀 (グランドステージ茅場町)	東京都中央区	(株)ヒューザー	36戸	33戸	32戸	12/5	検討中
3	墨田区	グランドステージ東向島 (")	東京都墨田区	(株)ヒューザー	36戸	36戸	5戸	12/1	(1/10)
4	江東区	グランドステージ住吉 (")	東京都江東区	(株)ヒューザー	67戸	67戸	33戸	12/1	12/22
5	川崎市	グランドステージ川崎大師 (")	神奈川県川崎市	(株)ヒューザー	23戸	23戸	8戸		11/28
6	横浜市	グランドステージ弁天橋 (コンアルマーディオ横濱鶴見)	神奈川県横浜市	(株)ヒューザー	19戸	17戸	11戸		12/2
7	藤沢市	グランドステージ藤沢 (")	神奈川県藤沢市	(株)ヒューザー	30戸	15戸	1戸	11/29	12/15
8	世田谷区	グランドステージ北烏山 (グランドステージ千歳烏山)	東京都世田谷区	(株)ヒューザー	31戸	31戸	31戸	12/19	検討中
9	川崎市	グランドステージ溝の口 (")	神奈川県川崎市	(株)ヒューザー	24戸	24戸	24戸		12/20
10	北区	グランドステージ赤羽 (")	東京都北区	(株)ハウジングセンター (現(株)ヒューザー)	18戸	18戸	17戸	12/21	検討中

分譲10棟 計 308戸 288戸 168戸

11/22以降
判明分

【賃貸】

	特定行政庁	確認時物件 (現在の物件名)	所在地	建築主	戸数	当初の 入居戸数	現時点の 入居戸数	自主退去の 勧告	使用禁止 命令
1	船橋市	湊町中央ビル (サン中央ホームNo.15)	千葉県船橋市	(株)サン中央ホーム	59戸	56戸	1戸	11/29,12/8	12/28
2	船橋市	船橋市本町3丁目ビル (コルギーS船橋)	千葉県船橋市	(株)サン中央ホーム	59戸	58戸	2戸	11/29,12/8	12/28
3	港区	芝浦2丁目マンション (ドルチェ芝浦武番館)	東京都港区	(株)シノケン	18戸	18戸	0戸	-	-
4	港区	芝大門2丁目マンション (STAGE大門)	東京都港区	(株)シノケン	8戸	8戸	0戸	-	-
5	新宿区	西早稲田3丁目マンション (スカイコート西早稲田)	東京都新宿区	(株)シノケン	47戸	38戸	1戸	11/24,再勧告 (12/5)	-
6	港区	東麻布1丁目マンション (ステージ麻布)	東京都港区	(株)シノケン	9戸	7戸	0戸	-	-

賃貸6棟 計 200戸 185戸 4戸

11/22以降
判明分

偽装物件に係る審査日数 (平成17年11月21日(月)/国土交通省公表分)

【竣工済み】

	特定行政庁	建築確認を行った機関	確認時物件名	所在地		受付日(当初) <A>	建築確認日(当初) 	審査日数 -<A>	構造・階数	延床面積	用途	現況
1	船橋市	イーホームズ	湊町中央ビル	千葉県船橋市	湊町2丁目14	2003/11/20	2003/12/10	20日	RC10	1,834㎡	共同住宅	竣工済
2	船橋市	イーホームズ	船橋市本町3丁目ビル	千葉県船橋市	本町3丁目9	2003/12/25	2004/1/20	26日	RC9	1,763㎡	共同住宅	竣工済
3	東京都	イーホームズ	グランドステージ稲城	東京都稲城市	矢野口字中島3750-3	2003/2/10	2003/2/28	18日	RC9	2,913㎡	共同住宅	竣工済
4	中央区	イーホームズ	グランドステージ八丁堀	東京都中央区	新川2丁目3番7号	2004/4/14	2004/4/30	16日	RC13/1	4,300㎡	共同住宅	竣工済
5	中央区	イーホームズ	京王プレッソイン茅場町	東京都中央区	日本橋茅場町1丁目3番4	2004/5/28	2004/6/21	24日	RC15	5,509㎡	ホテル	竣工済
6	港区	イーホームズ	芝浦2丁目マンション	東京都港区	芝浦2丁目8-5	2004/3/8	2004/4/1	24日	RC10	525㎡	共同住宅	竣工済
7	港区	イーホームズ	芝大門2丁目マンション	東京都港区	芝大門2丁目11	2004/5/25	2004/6/22	28日	RC9	384㎡	共同住宅	竣工済
8	新宿区	イーホームズ	西早稲田3丁目マンション	東京都新宿区	西早稲田3丁目6-4	2004/3/10	2004/3/31	21日	RC10	1,518㎡	共同住宅	竣工済
9	渋谷区	イーホームズ	初台2丁目マンション	東京都渋谷区	初台2丁目13番3号	2003/11/21	2004/1/7	47日	RC3/2	1,230㎡	共同住宅	竣工済
10	墨田区	イーホームズ	グランドステージ東向島	東京都墨田区	墨田三丁目26番3他	2003/8/18	2003/9/6	19日	RC11/1	4,302㎡	共同住宅	竣工済
11	江東区	イーホームズ	グランドステージ住吉	東京都江東区	扇橋2丁目10番	2003/11/28	2003/12/22	24日	RC11	8,470㎡	共同住宅	竣工済
12	川崎市	イーホームズ	グランドステージ川崎大師	神奈川県川崎市	川崎区中瀬3丁目21番	2003/8/18	2003/9/25	38日	RC9	3,024㎡	共同住宅	竣工済
13	横浜市	イーホームズ	グランドステージ弁天橋	神奈川県横浜市	鶴見区小野町	2003/12/11	2004/1/10	30日	RC10	3,142㎡	共同住宅	竣工済
14	藤沢市	イーホームズ	グランドステージ藤沢	神奈川県藤沢市	藤沢545番地	2004/6/7	2004/6/24	17日	RC10/1	3,907㎡	共同住宅	竣工済

【工事中・未着工】

	特定行政庁	建築確認を行った機関	確認時物件名	所在地		受付日(当初) <A>	建築確認日(当初) 	審査日数 -<A>	構造・階数	延床面積	用途	現況
1	千葉県	イーホームズ	ラ・ベルドゥーレ白井	千葉県白井市	笹塚2丁目3番	2004/12/24	2005/1/24	31日	RC10	11,797㎡	共同住宅	工事停止
2	船橋市	イーホームズ	湊町2丁目中央ビル	千葉県船橋市	湊町2丁目12	2004/9/8	2004/9/27	19日	RC10	1,381㎡	共同住宅	工事停止
3	船橋市	イーホームズ	セントレジアス船橋	千葉県船橋市	本町6丁目14番	2004/12/6	2004/12/27	21日	RC11	4,489㎡	共同住宅	工事停止
4	船橋市	東日本住宅評価センター	グランドステージ船橋海神	千葉県船橋市	海神町2-3-21	2005/1/14	2005/1/25	11日	RC11	3,670㎡	共同住宅	工事停止
5	足立区	イーホームズ	グランドステージ竹ノ塚	東京都足立区	保木間5丁目360-5番	2005/6/24	2005/7/19	25日	RC12	3,827㎡	共同住宅	確認取下げ
6	足立区	イーホームズ	グランドステージ北千住	東京都足立区	千住関屋町10番	2005/9/9	2005/10/6	27日	RC11	7,736㎡	共同住宅	確認取下げ
7	相模原市	イーホームズ	グランドステージ町田	神奈川県相模原市	上鶴間本町5丁目2650番1外	2005/7/1	2005/7/25	24日	RC9	7,727㎡	共同住宅	確認取下げ

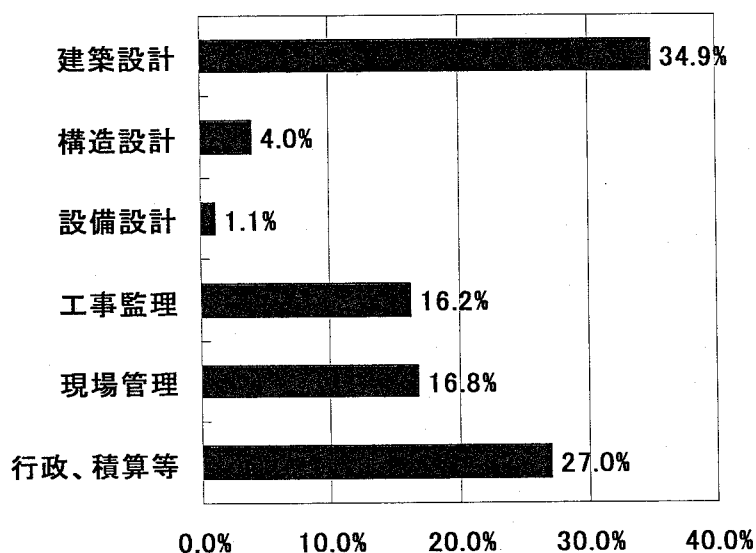
21物件の平均審査日数 : 24日

建築士の業務実態について

建築士の業務実態

一級建築士の業務実態について見ると、建築設計業務から行政、積算等業務まで以下の通りの内訳で従事している。

○一級建築士の従事業務内訳



「建築士実態調査」(平成2～5年; (社)日本建築士会連合会)の結果を踏まえ、
(財)日本建築技術教育普及センターで平成4年度末時点で集計したもの

(参考) 建築士及び建築士事務所の登録数 (平成17年9月30日現在)

級別	登録者数	登録事務所数
一級建築士	31万7, 502名	9万2, 104事務所
二級建築士	68万4, 417名	4万 490事務所
木造建築士	1万4, 571名	872事務所

建築基準法等の見直しに対する意見・要望等¹

項目	基本制度部会委員の方からの意見等	特定行政庁等からの意見等	関係団体からの意見等	その他
建築確認時における審査の徹底	審査基準の整備による構造計算書の審査方法の見直し	・ 構造審査のあり方・仕組みの検討		
	信頼性の高いプログラムの開発	・ 構造計算書の改ざん防止システム構築 ・ 信頼性の高い計算プログラムの開発		・ 偽造されない構造計算プログラムの開発
	構造計算プログラムのフォーマット等の標準化・共通化及び審査用プログラム	・ 構造計算プログラムのフォーマット等の標準化・共通化と審査用プログラムの開発 ・ 国が構造計算プログラムソフトを開発し、これ以外には使用不可とする新システムの構築。使用プログラムを省令で規定の上、法令化。特定行政庁、指定確認検査機関及び設計者も統一されたプログラムのみに設計及び審査		
	構造専門機関、専門家による第三者チェックの徹底	・ 構造計算のピアチェックの導入 ・ 一定規模以上の建築物における第三者機関による構造計算書のチェック義務づけ(構造技術者協会、事務所協会等の活用)。共同住宅における早期導入 ・ 欧米で実施されているピアチェックの法的位置づけ ・ 共同住宅におけるピアチェックの義務化(その他建築物についても、ピアチェックを要求できる制度) ²	・ 建築指導課及び指定確認検査機関によるピアチェックの要求 ・ 一定規模(3,000 m ²)を超える特殊建築物を対象とするピアチェックの導入	・ ピアチェックの導入
	指定確認検査機関に構造専門の確認検査員を配置	・ 指定確認検査機関における構造及び設備専門の確認検査員の設置義務づけ ・ 指定確認検査機関の指定要件の見直し、構造専門の確認検査員の配置	・ 構造設計者の法的位置付け ・ 建築指導課及び指定確認検査機関における構造係、構造専門家の設置又は、構造設計者の専門委員としての委嘱	
	確認検査等の審査項目の限定	・ 確認及び中間完了検査の審査項目の限定 ³ 及び法への明記 ・ 完了検査の項目等の全国統一基準の新設		
	建築確認の法定期間の見直し	・ 建築規模に応じた適切な審査期間の確保 ・ 指定確認検査機関における標準的な審査期間の設定		

¹ 建築基準法、建築士法の見直しに対するご意見、ご要望等を対象としており、これと関連の薄い特定行政庁に対する財政措置、居住者支援対策及び情報提供のあり方等に対するご意見・ご要望等については、省いてある。

² ①「設計者による1次構造設計」→ ②「2次構造技術者による二次構造設計」(建築主は、第三者機関作成登録リストから二次構造技術者指定。二次構造技術者は、設計図により再構造計算を行い一次構造計算書と構造図に対する見解(セカンドオピニオン)と二次構造計算書を設計者・建築主に提出。)→ ③「採用する構造の判断」(建築主は、二次構造計算書とセカンドオピニオンも付して確認申請)→ ④「建築確認」(セカンドオピニオンを参考にして、構造図と構造計算書の整合性等についてポイントチェック方式で審査。構造計算書はノーチェック。特定行政庁・指定確認検査機関には、申請者との協議機関・内容等を記した協議経過書を作成、保存義務を課す)→ ⑤「中間・完了検査」
中長期的には、不特定多数の利用する建築物等についても義務化を検討。当面は、事務所協会等が2次構造技術者等の登録リストを作成、将来は財団法人系機関など公平中立な第三者機関を設立し、二次構造技術者を紹介するシステムを検討。さらに中長期的には、第三者機関が委員会を作り、二次構造技術者個人ではなく、組織としてセカンドオピニオンを出せる体制を整備。また、将来は、構造計算以外の分野(日影計算、天空率計算等)についてもピアチェックを検討。

³ 構造審査や検査では、床面積や階数に応じて、例えば、構造計算書でフレームの一部を抜き取りチェックする方法などチェック対象の部分と数を限定する。

	優良事業者認定等	・ 優良機関の申請には簡単な確認検査、その他は詳細な確認検査するシステムの導入		・ 「優良事業者認定」制度の検討	
	その他	・ 設計、検査の段階で、金をかけて質の向上を図るべき ・ 設計、積算、確認業務等の独立性・緊張関係をつくることが重要	・ 建築確認・検査制度の見直し	・ ('98 民間参入含め)確認・検査行政が機能しなくなっている原因の究明と改善策提示 ・ 民間開放した現行建築確認業務の抜本的見直し ・ 建築確認・検査項目の一部省略等効率化を促進 ・ 確認検査制度の透明性実現のための設計料、検査料の購入者直接負担制度 ・ 自治体における建築行政専門職員の増員のための措置	
	施行段階における検査の徹底	・ 中間検査の義務付け ・ 中間検査の厳格化 ・ その他	・ 一定規模以上の共同住宅における中間検査の義務付け ・ 中間検査の厳格化	・ 中間検査の拡大・充実	・ 中間検査(特に現地調査)の充実 ・ インспекター(住宅検査官)制度の導入
指定確認検査機関に対する監督権限の強化等	特定行政庁の権限強化	・ 国指定確認検査機関の検査に対し、自治体が関与できないことは問題 ・ 能力が継続的に維持されていることを審査すべき	・ 個々の確認物件に係る立入り検査等指導権限の付与 ・ 指定確認検査機関の行った確認の取消し処分、指導について、国への報告、処分要請及び公表権限の付与 ・ 指定確認検査機関における、確認検査や特定行政庁への報告義務違反等、瑕疵、過失、違反の程度に応じた、営業停止、業務停止などの基準の明確化 ・ 監視体制の拡充		
	確認検査機関の指定制度の見直し		・ 国、都道府県が確認検査を行う期間を登録し、その中から特定行政庁が指定する制度への移行⁴		

⁴ 指定期間終了次第、制度移行。国や知事は確認検査機関の組織体制や、過去の業務実績や処分実績等を審査した上、確認検査機関として登録。登録機関は、業務を行おうとする区域の特定行政庁ごとに指定願いを出し、特定行政庁は、支所の配置状況等を勘案し指定。

	指定確認検査機関の独立した機関としての位置付け及び行った確認に係る法的責任の付与	- 指定確認検査機関の独立した機関としての位置付け及び行った確認に係る法的責任の付与 - 指定確認検査機関の自己責任のあり方について、実態に即した制度への見直し - 指定確認検査機関と特定行政庁の役割・責任分担の明確化		
	報告事項の充実	構造調査表等による審査経過の報告義務づけ		通報制度の導入
	偽装の通報制度の導入			
	中間検査合格証等に対する取り消し権限付与	指定確認検査機関が交付した中間検査合格証及び検査済証に対して、取り消すことができる権限の付与		
	指定確認検査機関の中立性の確保	- 出資者が企画するプロジェクトを指定確認検査機関がチェックしているという指定基準の問題 - 中立性を保てるように業務内容の見直し	出資機関、役員構成等に関する制約の厳格化	- 中立性、透明性確保のための資格要件見直し - 出資者の制約等の措置
	指定確認検査機関の体制	- 確認検査員の資質の向上、人員の確保 - 補助員が実質的なチェックをしている問題	確認検査できる建築物の構造・規模・年間処理件数等に応じた意匠・構造・設備を担当する適合判定者数の規定(府県・整備局単位で支店や支所等において業務を行うことを基本)	審査側の人的充実や体制の強化
	確認手数料	審査料の見直し	指定確認検査機関における標準的な確認検査手数料の設定	確認申請手数料の引き上げ(10倍に)
	指定確認検査機関の情報公開		- 指定確認検査機関における違法確認に対する公表制度の創設 - 確認検査の実績や、組織体制、出資状況等の情報公開義務づけ(ネット等)	
瑕疵担保責任の充実・強化等	指定確認検査機関のランク付け等	- 指定確認検査機関のランク付け・情報公開 - 安全性のブランド化		
	住宅の建築主に対する賠償保険の加入義務付け	- 保証、保険制度の充実 - 設計責任と施工責任の明確化と瑕疵保証併済の仕組み(保険制度の確立)		発注者の保険義務付け
	住宅性能表示制度の拡充(義務付け等)	- 住宅性能表示制度の強制適用 - 安全を市場に任せるには、いいものを評価して公表する上向きの仕組みが重要	住宅性能評価について、指定確認検査機関とは別の指定住宅性能評価機関で行われるよう義務づけ	- 住宅購入後の瑕疵に対する被害者救済の仕組みの整備 - 被害の早急かつ実効ある回復を図るマンション等の不動産販売に伴う新たな保険制度の開発
	指定確認検査機関に対する賠償保険の加入義務付け		指定確認検査機関への損害賠償保険の加入義務づけ	
	設計賠償保険制度の加入義務付け			- 設計賠償責任保険制度の加入義務化 - 設計者の保険義務付け

建築士資格制度	専門分野別の建築士制度の導入	・ 建築士法への専門資格者制導入や専門資格者による設計 ・ 建築士を設備・構造・意匠でそれぞれシステム化 ・ 意匠設計、構造設計、設備設計、工事監理全てを一人の建築士に業務独占権として与えることの現時点での是非 ・ 責任分担の明確化	・ 構造・設備・意匠専門の建築士制度創設 ・ 構造・設備専門の建築士制度創設 ・ 構造・設備・工事監理専門の専門建築士制度創設 ・ 専門性の高い構造設計について、現在の建築士資格以外にも専門資格制度を検討 ・ 構造、設備等それぞれの建築士に対する法律上の責任の明確化	・ 建築士の統括・調整のもと専門技術者の業務が行えるよう専門資格を位置付け、制度化 ・ 専攻建築士制度を視野に入れた専門分化 ・ 構造設計者の法的位置付け ・ 建築士を意匠、構造、設備に分けて明示 ・ 建築設備士の法的位置付け	
	建築士免許の更新制	・ 建築士免許の更新制	・ 建築士免許の更新制	・ 建築士免許の更新制 ・ 建築士実態把握⁵のための登録更新制	
	先端技術の習得義務づけ	・ 資格の更新(ないしは資格者証の更新)時における第三者認定に基づく継続能力開発(CPD)の義務づけ	・ 法定講習の受講義務化	・ 講習の義務化 ・ 管理建築士の講習受講の義務化	・ 建築士に対する国土交通大臣の指定講習の継続
	建築士及び建築士事務所の団体への加入義務化	・ 建築士会への強制加入 ・ 専門性の明示と関連する職能団体への強制加入は、職能団体の自己改革とあわせ検討する必要		・ 建築士及び建築士事務所の団体への加入義務化等 ・ 設計・工事監理の実務に携わる建築士の建築士会への加入義務化 ・ 一定の特典を与えることも含めた現行任意団体への加入促進	
	建築士法の指定法人の調査権能の強化			・ 建築士法による指定法人 ⁶ に対する事情聴取権限付与、会員事務所の事情聴取等への協力義務等の規定	
	処分を行った場合の氏名等の公表			・ 懲戒処分の公告	
	建築士の処分の強化			・ 故意による違反設計行為等に対する行政処分の強化 ・ 違法・不適切な業務を行った建築士に対する処分を含めた指導監督強化	・ 行政処分の強化
	建築士の登録情報の開示	・ 消費者が適正に判断できるための情報開示		・ 建築士及び建築士事務所の専門領域、業務、講習履歴等の情報開示	
	関与した全ての建築士の名称等の明示	・ 構造設計者の氏名の明記 ・ 消費者が適正に判断できるための情報開示 ・ 設計図、確認申請図書への専門資格者の明示	・ 建築確認申請書での構造設計者の表示 ・ 確認申請書類、建築計画概要書へのピアチェックを行った機関、チェック者の氏名の記載義務づけ	・ 建築確認申請時及び建設現場のお知らせ看板における構造設計者の氏名・電話番号、建築構造士の認定番号の記入 ・ 外注業務委託における元請と下請の責任の明確化 ・ 設計図書への記名・捺印制度の改善 ・ 設計図書や確認申請書への建築構造技術者、建築士設備技術者の記名捺印 ・ 建築確認申請時における建築設備設計図書の押印、氏名・登録番号の記入	

⁵ 業務に従事しているか、休眠状態なのか等の建築士の実態把握

⁶ 建築士事務所の業務の適正な運営等を図ることを目的とする指定法人。現在、(社)日本建築士事務所が指定されている。

設計・工事監理業務の適正化	・ 工事監理体制の実効性向上のためには、海外のRE(レジデントエンジニア)のもとに補助者としてのCW(クラークオブワークス)を常駐させるなど、数倍の監理要員が必要 ・ 資格者に対する脅しや強圧的な状況が発生した際の方法について、告発制度等の仕組みを整備	・ 工事監理者の業務内容・責任の明確化 ・ 工事監理者の中間・完了検査時の立会い、施行状況説明の義務化 ・ 現場管理者と工事監理者との業務区分の明確化、兼業の禁止<中長期で検討>	・ 監理業務内容の法定化及び工事差し止め含む権限強化 ・ 施工業者から独立した第三者監理の義務化(仮称・登録監理建築士制度⁷⁾) ・ 工事監理記録等記録の義務化 ・ 建築士及び建築士事務所の名義貸しの禁止 ・ 名義貸し・名義借りの禁止 ・ 違反設計の相談行為の禁止	・ 監理と設計の分離
報酬基準の見直し	・ 構造設計者の低い社会的地位、安い設計料の問題 ・ 設計料の改善と安値受注に対する勧告制度の創設 ・ 検査体制、工事監理体制と費用の改善	・ 設計及び工事監理の報酬基準の実効性確保	・ 罰則等の強化にあわせた倫理維持の観点からの業務報酬のあり方	
管理建築士の責任・権限の明確化			・ 管理建築士(建築士事務所を管理する建築士)の業務管理責任の明確化と要件強化 ・ 管理建築士の責任・権限の明確化及び専攻建築士制度を踏まえた資格要件強化による建築設計事務所の管理・責任体制の整備	
建築士事務所に対する監督権限		・ 建築士事務所に対する報告徴収・立入検査権限の特定行政庁への付与⁸⁾ ・ 建築士事務所・施工業者に対する特定行政庁の指導権限の強化	・ 複数県にまたがる建築士事務所の監督権限の国への移管	
業法的な要素の強化	・ 業法的な要素の追加・強化			
その他	・ 建築士資格、仕組みの監視 ・ 建築士の職業倫理の欠如とチェック体制の不備の問題。士法抜本改正の必要性。 ・ 管理建築士の意見具申への開設者の尊重義務	・ 建築士制度の見直し	・ 職業倫理遵守規定の法定化 ・ 受験資格の実務経験の適正化⁹⁾ ・ きちんとした各級の建築士名簿を整備し、登録事項に変更があれば速やかに反映すべき	

⁷ ① 建築士が監理業務を行おうする場合は、それぞれ国土交通大臣ないし都道府県知事が作成する名簿に登録し、かつ施工監理に関する法令、監理業務、監理における倫理について研修を受けなければならない。② 建築基準法及び県敷く私法の定める工事監理(建築基準法第5条の4代2項、第7条の5、建築士法第2条第6項、第3条、第3条の2、第3条の3、第18条第4項)は、①によって登録した建築士(仮称・登録監理建築士)のみが行うことができる。③ 仮称・登録監理建築士は、その者又はその配偶者が役員もしくは使用人、又は過去1年以内にこれらの者であった施工業者の行う施工、その他当該仮称・登録監理建築士と著しい利害関係を有すると認められる施工業者の行う施工について、監理を行ってはならない。

⁸ 建築士法第26条の2の建築士事務所に対する報告徴収及び立入検査権限は、都道府県知事にしか与えられていない。

⁹ 建築士の受験資格には、所定の大学・高校等を卒業後、一定の実務経験を必要とするが、その内容を正しく確認できるように制度化する。

罰則の強化	罰則の強化	- 頻繁な調査、厳しい罰則の導入 - 建築士法の罰則強化 - 罰則規定の明確化・強化及び違反発見・立件する仕組みの充実 - 建築士法の「開設者」と「管理建築士」、「当該プロジェクトの設計責任者、監理者」それぞれの責務、業務違反に対する罰則規定の整備 - 米国における懲罰賠償(punitive damage)、吐き出し法制(disgorgement)の検討	設計者に対する罰則強化	- 故意による違反設計行為等の罰則の強化 - 違反行為の摘発と罰則強化	刑事罰則の強化
その他	図書保存の強化	文書保存期間の長期化		設計図書の建築士事務所での保存期間延長(10年)	
	チェック体制の整備				
	行政情報の収集、処理の支援				
	建築基準適合判定資格者制度の見直し				
	特定行政庁の仕組みの見直し		一個人で責任を負う建築主事制度は廃止し、特定行政庁が組織で責任を負う仕組み		
	その他	- 個人を攻める「個の倫理」から、関係者全員の責任を追及する「集団の倫理」に基づいた発注方式、契約方式、保証・補償体制の確立 - 設計入札、施工入札制度の改善(発注者の責任に基づく多様な発注方式の確立) - 品質確保の最後の砦である職人の技能、処遇問題(他の主体(設計者、ゼネコン等)は全てチェック側、職人のみ工事実施側)	- 建築士、建設業、不動産取引に係わる制度の見直し - 建築物における品質確保を保障する有効な制度の確立	青田売りというペーパー販売を全面的に禁止	

意見・要望等があった特定行政庁、関係団体等は、下記の通り。

○ 特定行政庁等

さいたま市、船橋市、東京都、神奈川県、横浜市、長野市、岐阜県、滋賀県、京都府、京都市、大阪府、奈良県、和歌山県、和歌山市、特別区長会

○ 関係団体

建築設備六団体、社団法人住宅生産団体連合会、社団法人日本建築構造技術者協会、社団法人日本建築士会連合会、社団法人日本建築士事務所協会連合会、日本自治体労働組合総連合、日本弁護士連合会、NPO法人全国マンション管理組合連合会

○ その他

自由民主党耐震偽装問題対策検討ワーキングチーム、民主党耐震強度偽装問題対策本部、社会民主党欠陥住宅問題調査チーム、規制改革・民間開放推進会議「規制改革・民間開放の推進に関する第2次答申」